

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>厚生常任委員会会議録</b>			
日 時	平成15年7月8日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時47分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠・若見・吹田・斎藤・中畑・高橋 各委員		
説 明 員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長  ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

過日開かれまして当委員会におきまして委員長に選出されました北野でございます。副委員長はじめ委員各位、理事者の皆さんの協力を得て、円滑かつ公正な審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、副委員長には成田委員が選出されておりますので、ご紹介を申し上げます。

副委員長

成田です。よろしくお願いいたします。

委員長

人事異動後の最初の委員会でございますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願い申し上げます。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、若見委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

(市民)和泉主幹

「小樽市国民健康保険協会の解散について」

このことにつきましては、さきの第1回定例会において、昨年未一部の国保協会で発生した事故に関し、途中経過を報告いたしましたが、その後の経過について報告いたします。

協定会連合会と一体となって、協会の在り方と新しい収納体制などについて検討してまいりましたが、平成15年4月4日の小樽市国民健康保険協会連合会臨時総会にて、解散が決定されたところであります。これを受けて、5月9日の解散式で市長から全役員に対して感謝状を贈呈させていただきましたが、小樽市国民健康保険協会は平成15年5月31日をもって廃止となりました。会員の皆様には、協会の解散をお知らせするとともに、改めて口座振替による納付の手続きをお願いしつつ、最終的な納付方法の意向を確認いたしました。6月20日現在、会員2,053世帯中、口座振替への移行1,445世帯、自主納付317世帯、集金希望291世帯となっておりますが、集金を希望した世帯については、当面、市の責任による集金体制の中でサービスの低下を招かないように対応することといたしました。

なお、元赤岩町協会保険部長からの納付状況については、平成14年12月26日に確定した81世帯分、194万6,280円の未納分に対して、6月30日までに70世帯分、102万3,220円が納入され、現在の未納額は11世帯分、92万3,060円となっております、引き続き早期に完納すべく求めてまいります。

(市民)勤労青少年ホーム館長

「小樽市勤労青少年ホームの利用対象者年齢の緩和について」報告申し上げます。

小樽市勤労青少年ホームは、昭和43年4月に開館しており、ホームを利用できる者は「就業している満15歳から満30歳までの者及び市長が認める者とする」となっておりますが、近年の少子高齢化並びに青少年人口の減少等により、当ホームの利用登録者数が減少傾向にある現状であります。市として事務事業の見直しの中で利用対象者年齢の緩和等について庁内検討を進めてきました。また、利用対象者年齢の緩和について議会からの指摘もあり、これを受けて道内、各ホームにおける利用実態等を調査し、関係者とも協議を重ねてきたところであります。これらの条件下で勤労青少年ホームの有効利用と利用者増をさらに促進させるため、利用対象者年齢の上限を満30歳から満35歳に引き上げることといたしました。本件については、小樽市勤労青少年ホーム条例第8条の規定に基づく運

営審議会及び当ホームの活動を支援していただいている市内の事業主の協力団体である振興会のそれぞれの機関に報告し、各委員の了承をいただいております。以上の理由により、小樽市勤労青少年ホーム条例施行規則について、平成15年5月9日、所要の一部改正を行いましたので、報告申し上げます。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

「小樽市男女平等参画基本計画の推進について」報告させていただきます。

平成15年3月に策定いたしました小樽市男女平等参画基本計画の推進につきましては、今年度よりスタートいたします。このたび、本基本計画に基づきまして計画の推進組織として、本年6月18日に助役を本部長といたします庁内の関係部長職16名によります男女平等参画行政推進本部を設置いたしました。推進本部は、この計画推進の総括として、新計画で行うとともに、男女平等に関する調査研究や施策の総合調整を行うこととしております。また、市民や民間団体、企業の理解と協力の下、市民と行政が一体となってさまざまな施策を円滑、効果的に推進するため、関係諸団体からの推薦と市民公募による方々での男女平等参画推進市民会議を7月下旬もしくは8月上旬に設置したいと考えております。今後はこの二つの推進組織を中心にいたしまして、計画に明記されております97の具体的施策の進行状況の把握を図りながら、男女平等参画社会の実現に向けた取組をしていくことといたしております。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

「老人保健施設「はまなす」の不正請求に係る介護給付費等の返還請求について」

北海道俱知安保健所等が社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会が管理・運営する老人保健施設「はまなす」に対し、介護保険法に基づき平成14年10月31日、12月10日及び平成15年1月21日に実地指導を、さらに平成15年2月21日に監査を実施した結果、当該事業所の理学療法士につきましては、配置されるべき必要数を満たしていないことなどから、介護老人保健施設サービスと通所リハビリテーション、短期入所療養介護に係る居宅サービスの介護給付費等の不正請求等が判明したため、平成15年4月16日付けで、介護老人保健施設に関しては、管理者の変更命令、業務運営の改善命令が出され、また、当該施設に併設されている通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の二つの居宅サービス事業に関しては、平成15年6月1日をもって、指定の取消しとなったところであります。また、同日付けで当該法人の不正請求に係る介護給付費等を支払っている本市を含む各保険者に対し、当該行政処分の通知が俱知安保健所からあったところです。

本市といたしましては、当該通知に基づき、介護保険法第22条第3項の規定により、当該法人に対して過払いとなっている介護給付費等の返還請求を行うものであります。最初に、介護保険法第22条第3項の規定に基づく返還額についてであります。介護老人保健施設「はまなす」については、平成12年4月から平成14年11月までの期間において、理学療法士の必要数を満たしていないことから、本来ならば介護給付費の算定の基礎となる介護報酬請求単位数に対して30パーセント減算しなければならないところを減算せずに請求しており、また、基本食事サービス費につきましても、介護老人保健施設入所者1人につき1日600円の減算をしなければならないところを減算せずに請求しており、介護老人保健施設サービス費の返還額については、2億7,088万8,863円となります。

また、当該施設に併設の通所リハビリテーション及び短期入所療養介護事業所におきましても、同期間において理学療法士の必要数を満たしていないことから、30パーセント減算しなければならないところを減算せずに請求しており、通所リハビリテーションサービス費については、3,536万9,531円、短期入所療養介護サービス費については732万5,111円の返還金となります。さらに、要介護者等が支払った1割の利用者負担額が上限額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される高額介護サービス費については745万359円の返還となりますので、返還金総額は3億2,103万3,864円となります。

次に、介護保険法第22条第3項の規定により、その返還額に40パーセントを加算して事業者を支払わせることができることから、老人保健施設サービス、通所リハビリテーション、短期療養介護サービスの返還金にそれぞれ40

パーセントを乗じた加算額総額は1億2,543万3,401円となります。なお、返還額と加算金の合計4億4,646万7,265円については、今後、当該法人と協議しながら速やかに返還請求を行ってまいりたいと考えております。

次に、利用者負担金の返還についてであります。介護報酬請求単位数に対して30パーセント減算がなされたことに伴い、その1割に当たる利用者負担金も減額となるため、利用者等に対しその減額分を返還するように当該法人に対して指導しております。返還を要する方は412人で、返還金額は1,950万9,388円であり、できるだけ速やかに利用者負担金の返還ができるように、当該法人と連携しながら返還作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、通所リハビリテーションを利用していた136人の動向につきましては、7月7日現在、病气入院中の方が3人、サービス利用の希望なしの方が10人、市内や余市町の通所介護や通所リハビリテーションなどの介護サービス事業所の利用が決定している方が120名であり、残り3名の方がサービス利用事業所が決まっており、空きの順番を待っている状況にあります。いずれにいたしましても、社会福祉事業の主たる担い手であります社会福祉法人の管理運営する施設が、このような処分を受け、サービス利用者へ大きな影響を与えたことは、まことに遺憾なことであります。今後とも北海道と綿密な連携をとりながら、介護保険制度のよりいっそうの適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

「老人保健高額医療費支給申請の簡素化について」報告を申し上げます。

老人保健高額医療費支給申請の簡素化についてであります。昨年10月の老人保健法改正により、自己負担限度額が引き上げられるなど、複雑な制度内容となっており、特に高額医療費の支給申請の手続は制度の理解を含めて高齢者の負担となっていることから、高齢者の事務負担軽減を図るため、このたび国の通知に基づき検討を進めてきておりました支給申請手続を簡素化するものであります。従来は、毎回、領収書を添付した高額医療費の支給申請手続が必要でしたが、今回導入を予定している高額医療費支給申請の簡素化は、支給申請手続を当初のみとするほか、領収書も添付不要とし、高額医療費が発生する都度、当初申請を済まされた受給者の指定する銀行口座へ振り込みをするという内容です。また、昨年の10月以降の診療分について、未支給分がある場合は、その分もさかのぼって支給をいたします。さらに、支給申請を行っていない該当者へは、支給漏れを防止するため、高額医療費の該当通知などの方法も含めて支給申請の勧奨に努めます。

今後のスケジュールにつきましては、8月末をめどに、老人医療費受給者全員に高額医療費支給申請書並びに案内を送付いたしまして、PRと申請の勧奨をする予定でございます。

一方、事務処理システム関係につきましては、当初の予想を上回る膨大なデータ処理が必要なことから、システムの完成時期が多少ずれ込むことも予想されますが、10月からの本格稼働に向けて準備を進めているところであります。なお、システムが完成するまでの間は、当面、従来どおりの支給申請方法で受付をしていきます。

(福祉) 社会福祉課長

「支援費制度移行後の障害者福祉サービスの実施状況について」説明いたします。

本年4月1日から障害者福祉サービスの一部が措置制度から支援費制度にかわり、新しい福祉制度の下で実施されておりますので、その状況について報告いたします。支援費制度は、障害者みずからがサービスを選択し、在宅サービス事業者や施設と対等な立場に立ち、契約に基づいてサービスを利用するという、障害者の自己決定が尊重された新しい利用のしくみであります。施設サービスにつきましては、身体障害者及び知的障害者更生施設や、授産施設などが支援費の対象となりますが、小樽市が昨年度まで措置制度の下で措置していた約480名の利用者、入所、通所の利用者でございますが、全員が施設と契約を結び、従前と同様のサービスを受けております。また、在宅サービスにつきましては、身体障害者、知的障害者、障害児のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイのほか、知的障害者のグループホームが支援費の対象となります。サービスを受けるためには施設サービスと同様に受給者証の交付を受ける必要がありますが、この受給者証の交付を受けた人は、6月26日現在で身体障害

者263人、知的障害者160人、児童97人の合計520人となっております。また、在宅サービスの利用実績につきましては、現時点では4月一ヶ月分の集計ですので、利用の全体像を申し上げられませんが、各サービスとも制度移行前と同様の利用があり、特にホームヘルプ事業が10名程度利用増となっているのが特徴かと考えております。

今後、支援費制度が利用者に浸透していく中で、よりいっそうの利用者の増加が見込まれますので、市といたしましては、利用所数の増加とともに、サービスの質の向上が図られるよう努力をしてみたいと考えております。

(環境)管理課長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」報告いたします。

初めに、平成14年度の課題でありました焼却処理方式の選定についてであります。本年3月4日、廃棄物処理の専門家で構成された技術等検討委員会から、社団法人全国都市清掃会議へ選定答申書が提出されております。3月15日に開催された広域連合長、副広域連合長で構成する広域連合会議において、社団法人全国都市清掃会議からの報告を受け、広域連合として検討した結果、焼却方式を「ストーカ式焼却炉プラス灰溶融(電気式)方式」に決定しております。また、平成14年度の業務委託関連であります。社団法人全国都市清掃会議に委託しました、「ごみ処理施設整備事業の技術指導業務」に係る成果品は3月20日に、また、財団法人日本環境衛生センターに委託しました北後志地域広域ごみ処理施設整備事業計画等策定業務に係る成果品は3月28日に、それぞれ広域連合に提出されております。

次に、平成15年度に入ってから事務執行状況等ではありますが、本年は改選期であることから広域連合長の任期が4月29日で満了となりましたので、4月30日に構成6市町村によります広域連合長選挙が行われ、山田小樽市長が再選されております。

次に、平成15年度における委託業務ではありますが、財団法人日本環境センターに最終発注書の作成業務、建設予定価格の算定資料策定業務、運転管理計画策定等業務を、また、社団法人全国都市清掃会議には、ただいま申し上げました財団法人日本環境衛生センターへの委託業務に対する技術指導業務をそれぞれ委託しております。

次に、広域連合の平成15年第1回臨時会ではありますが、6月5日に開催されております。議案につきましては、助役、収入役、吏員懲戒審査委員会委員のそれぞれの選任についての3件であり、いずれも議会の同意をいただいております。

今後の事務の予定ではありますが、業務委託した最終発注仕様書作成業務に関連して、施設規模の決定と見積発注仕様書提示対象メーカーの選定が必要でございます。施設規模の決定につきましては、構成6市町村の人口予測と平成14年度のごみ収集実績を加味した将来予測ごみ量を再推計し、整備計画年度である平成19年度から平成25年度の施設要規模の範囲で規模を決定していくこととなります。リサイクルプラザにつきましても、同様に規模を決定していくこととなります。また、見積発注仕様書提示対象メーカーにつきましては、ストーカ式焼却炉を建設したプラントメーカーを平成元年から調査したところ、28社ありますので、社団法人全国都市清掃会議の技術指導を受け、一定の選定基準を設けて、プラントメーカーを選定していくこととなります。いずれも施設規模の決定と見積発注仕様書提示対象メーカーの選定については、構成市町村の協議を踏まえ、最終的には広域連合会議において決定されることとなります。また、運転管理計画策定等業務については、建設費は安い維持管理費が高いということはないように、適正な運転管理に関する調査を行い、最善の方法を検討していくこととなります。このほか、生活環境影響調査業務の春季調査につきましては、5月28日から6月6日まで行われており、この後は予測評価を加え、12月には縦覧手続に入る予定でございます。また、この業務と並行して、都市計画決定の手続を行うこととなります。なお、整備計画書の提出につきましては、10月には北海道を通じて環境省に提出する予定となっております。

(環境)環境課長

「平成14年度小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況について」報告申し上げます。

資料2をご参照ください。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第1条の規定により、平成13年6月に策定したものであります。本市の実行計画の削減目標は、資料にございますとおり、平成17年度に市の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成11年度に比べて2パーセント以上削減するというものであります。計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間で、1年間の削減目標はおおむね0.4パーセントでありますので、2年間の削減目標はおおむね0.8パーセントとなります。また、この総排出量目標の達成のための職員の日常業務に関する率先行動及び施設管理に関する行動について数値目標5パーセントを掲げており、1年間の削減目標はおおむね1パーセントでありますので、2年間の削減目標はおおむね2パーセントとなります。

平成14年度の総排出量の目標達成状況については、2「温室効果ガスの総排出量の目標達成状況」にありますとおり、削減目標0.8パーセントに対して、実績で6.7パーセントとなったところであります。

また、率先行動の目標達成状況については、3「率先行動の目標達成状況」にありますとおり、公用車燃料の軽油削減率が達成されておりませんが、紙の購入量、ごみの排出量、電気使用量、暖房燃料は目標を達成しております。温室効果ガスの発生源となる活動源については、資料の裏面に記載しております。

最後に、4「点検結果の評価と今後の取組」であります。温室効果ガス別の排出量につきましては、二酸化炭素で6.6パーセント削減されており、これは燃料供給量及び電気使用量の削減が大きな要因であります。暖冬であった平成13年度の8.4パーセントには及びませんが、暖房の温度管理の徹底やロードヒーティングの稼働見直しによる成果と考えられます。また、メタンにつきましては、自動車の走行量と下水処理量が増加したものの、廃棄物焼却処理の停止による改善のため0.4パーセントの減となり、一酸化二窒素は笑気ガスの使用量は増加していますが、廃棄物焼却処理の停止により、23.6パーセントの減となったものであります。ハイドロクロロフルオロカーボンはカーエアコンが2台増となったため、微増となったものであります。総排出量では、6.7パーセントの削減と17年度目標の2パーセント以上大きく上回っておりますが、13年度に次ぐ暖冬などを考慮すると、目標の見直しに至るまでのものではないと考えております。日常業務及び施設管理に関する率先行動については、公用車燃料の軽油のみ目標が達成されておりませんが、ごみ収集車の搬入先の変更などによる軽油車23万キロの走行量増に対し、軽油1.7パーセント減を勘案すると率先行動はじゅうぶん行われていると考えられます。また、昨年度達成されていなかった紙の購入量についても、2.6パーセントの削減と庁内LAN活用などの成果が表れたものと考えられます。施設管理に関する率先行動については、昨年同様目標を達成しておりますが、今後も環境に配慮した率先行動の継続が求められるところであります。

(総務)市立病院新築準備室主幹

昨年8月より進めてまいりました新市立病院基本構想策定業務がこの6月をもって終了いたしましたので、「新市立病院基本構想」の概要について報告いたします。

なお、昨日の市立病院調査特別委員会におきまして報告させていただいたところでありますが、この基本構想はあくまでも新市立病院の現状での基本的な考え方をお示ししたもので、新病院がこのようになると決定したものでないということをご了承いただきたいと思っております。

「新市立病院基本構想」は、大きく分けて「本院の概況」、「市立病院実態調査及び経営分析」、「新市立病院基本計画」の三つの項目から構成されておりますが、「本院の概況」、「市立病院実態調査及び経営分析」の説明は省略させていただき、「新市立病院基本計画」の項目を中心に説明いたします。

それでは、59ページをお開き願います。「新市立病院基本計画」は、昨年4月に策定しました「新病院建設整備方針」を基礎とし、専門の医業コンサルタントのノウハウを導入し実施しました、前段の「市立病院実態調査及び経営分析」の結果を踏まえ、将来を見据えた新病院の在り方について取りまとめたものであります。

まず、「1新市立病院基本計画」では、「1-1新市立病院の整備構想」として、現在の小樽病院の総合診療機能と第二病院の専門機能を生かすため、両病院を統合して再整備すること、新市立病院の施設規模は、将来的な人

口の減少と高齢化を視野に入れ、病床規模の適正化、ダウンサイジング化を図ること、疾病構造の変化に対応した病棟及び病床の整備を図ること、24時間365日の救急医療体制を整備すること、整備の事業手法として、現状ではPFIの導入については難しいが、今後さらに検討することの5点を掲げております。

次に、「1 - 2 新市立病院の基本理念」では、優しさと思いやりのある地域に開かれた基幹病院として、5項目の基本理念を掲げております。

60ページでは、「1 - 3 新市立病院の基本方針」として、後志二次医療圏の地域基幹病院として、地域医療支援病院の要件を目指すべき指標とすること、地域中核病院として、地域完結型医療の提供を目指し、地域医療連携の中心的な役割を果たすこと、医療事故防止対策の徹底と情報公開を徹底し、開かれた病院を目指すこと、他の医療機関での対応が難しい小児救急・精神科救急、高次の救急医療に24時間365日体制で対応すること、災害拠点病院として整備すること、病院の質的向上を図るため、日本医療機能評価機構の認定と臨床研修指定病院の指定を目指すこと、の6点を掲げております。

「1 - 4 新市立病院の機能」としては、急性期特定病院の要件を目指すべき指標とすること、21の診療科を標ぼうするとともに、救急集中治療部門、周産期治療部門などのほか、総合リハビリテーション施設などを整備すること、病床数は493床とし、一般病床は371床で、このうち回復期リハビリ病棟45床を配置し、急性期から回復期までの医療サービスを効率的に提供できる病棟構成とすること。また、政策医療に対応するため結核病床12床、感染症病床2床を確保するほか、精神科病棟を2病棟108床を配置するとともに、精神科デイケアを50人規模に拡充することにより、地域の精神科医療の中核的な機能を果たすこと、医療相談や訪問看護支援を行うこと、健診部門を充実させること、診療情報提供体制を整備し、開かれた病院を目指すこと、開院時から電子カルテ及びフルオーダーリングシステムを導入し、患者から信頼される医療サービスの提供を实践すること、無駄のない効率的な物品管理システムを導入すること、病院経営健全化への取組を目指すこと、の9点を掲げております。

次に、68ページをお開き願います。「2 - 2 病棟部門」では、地域の中核病院として入院機能の向上を図ること、患者のプライバシーの確保、アメニティの向上を図ることなど9項目について定めておりますが、病棟ユニット構成案については、これをベースにさらに調整し、診療科に応じて柔軟な病床構成を検討することとしています。病室は個室と4床室で構成し、個室割合は20パーセントとしております。

次に、70ページをお開き願います。病棟部門の運営計画については、食事から物品管理まで7項目について運営方法を定めております。「2 - 3 救急部門」では、院内各部門の連携の下に、迅速かつ的確に救急患者に対応すること、24時間365日の救急医療体制とし、その内容については、医師会など関係団体と検討が必要であること、一次救急に常時対応するとともに、二次救急についても対応することなどを基本方針とし、機能及び規模、運営計画について定めております。

73ページから101ページまでは、手術部門をはじめ、16部門の基本方針、機能及び規模、運営計画について定め、また、高等看護学院の整備についてお示ししております。

次に、137ページをお開き願います。「5 医療機器整備計画」では、新市立病院の規模、機能を基に主な医療機器を掲げておりますが、機器ごとの仕様や台数は、今後、詳細に検討していくこととしております。

139ページでは、主に医療機器の導入についてとして、導入費用が高額となるため、経営健全化の上からもいかに適正な範囲に医療機器導入費を抑えるかが今後の課題となることとしております。

140ページでは、「6 建設計画」の「6 - 1 施設計画」として、基本計画図作成の上で想定する面積は、1病床当たり約76平方メートル程度をめどとし、病院部分の総面積はおおむね3万7,000平方メートルの計画規模としております。「6 - 2 全体計画」では、地上8階、地下1階建ての本館建物と、精神科病棟と高等看護学院を加えた地上4階地下1階建ての別館の二つの棟によって構成されています。この施設を配置するためには、建物部分で1万5,000平方メートル以上の敷地を必要とし、さらに駐車場などを確保するためには、3万平方メートル以上の面

積が必要としております。

146ページをお開き願います。「6 - 4 構造計画」では、災害拠点病院の整備基準に準拠させるため、耐震構造以上の構造体とする必要があり、免震構造を採用することとしておりますが、基本設計時点でさらにじゅうぶんな検討を必要とするとしております。

154ページから165ページまでは、各階の平面図などを載せておりますが、各部門の位置、他部門との関係を主とした平面計画であり、建設時の形状や建築条件などから基本設計や実施設計時点で再調整することを前提としております。

166ページをお開き願います。「7 財政計画」、「7 - 1 新市立病院の要員体制案」では、職員の配置数について、今後詳細な運営システムを部門ごとに構築することにより、よりの確な要員配置計画を検討することが求められております。

次、168ページをお開き願います。「7 - 2 新市立病院の組織体制案」では、最近の病院組織体制を参考に組織体制案として取りまとめしております。「7 - 3 新市立病院の事業計画」では、総床面積は約4万1,000平方メートル規模、総事業費を253億4,000万円程度と試算しております。なお、この事業費のうち、土地取得費については、敷地が未定のため除外しており、解体費や移設費なども同様に除外しております。また、この事業規模及び事業費の積算については、今後さらに詳細に検討する必要があるとしております。

170ページでは、「7 - 4 新市立病院の事業費財源見込み」として、従来手法である起債導入をした場合という条件で積算しております。「7 - 5 新市立病院事業費の起債計画と償還計画」では、各年度の起債額と償還額について取りまとめしております。

173ページでは、「7 - 6 新市立病院の医業収支予測」として、医業収益は将来患者数と診療単価により、医業費用は職員配置計画に基づく人件費、取得資産に基づく減価償却費のほか、材料費率33パーセント、経費率10パーセント、その他費用率0.5パーセントと想定し、試算しております。この結果、医業収支としては、開院後13年目から黒字になると予測しております。なお、病院事業会計としての収支予測については、一般会計からの繰入れなど、現時点では予測できない要素があるため試算しておりませんが、早急に新病院の規模機能に見合った繰出し基準により、収支予測を算出してまいりたいと考えております。

以上が、「新市立病院基本構想」の概要であります。

委員長

それでは、今定例会に付託された案件について、順次、説明をいただきます。

「議案第6号について」

(福祉) 児童家庭課長

議案第6号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

改正は、同条例第4条第1項第2号(2)「肢体不自由児訓練室」の名称を「子ども発達支援室」に改め、あわせてその事業内容を現状行っている業務に則し、改正するものであります。

改正理由は、今年4月1日より支援費制度が開始され、同室で行っている業務が児童福祉法第6条の2第8項に定める児童デイサービス事業と認可され、その事業内容が日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等と定められました。また、対象となる児童は、障害による機能訓練だけではなく、早期治療、早期療育の観点から、保健所や医療機関での健診等において、経過観察が必要となった児童も対象に、母子療育支援等も実施しており、施設の役割・目的が従来の肢体不自由児訓練室では適切に表現されておらず、このたびの改正を提案するものであります。また、この改正に合わせ、第4条第1項第1号及び第3号、第6条、第7条、第9条につきまして、字句、表現等の改正をあわせて行うものであります。なお、施行日は8月1日であります。

「議案第7号について」

(保健所)保健課長

議案第7号小樽市給食施設の栄養管理に関する条例案について、説明いたします。

この条例は、本年5月1日に栄養改善法が廃止され、健康増進法が施行されたことに伴い、現行の小樽市栄養改善法施行条例を廃止して、新たに制定するものであります。

主な改正点は、従前、都道府県や小樽市において任意の給食施設の届出としていたものについて、健康増進法では食数の多い1回100食以上、1日250食以上の施設を栄養管理が必要な特定給食施設として、届出義務が課せられたため、現行の小樽市栄養改善施行条例から法に基づくものを除き、1回30食以上100食未満又は1日50食以上250食未満については、届出を必要とするとしたものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

-----  
若見委員

重度身体障害者見舞金について

初めに、重度身体障害者の見舞金についてお尋ねをしたいと思います。制度並びに現在の対象者、実態などを簡単にご説明をいただきたいと思ひます。

(福祉)社会福祉課長

重度身体障害者見舞金について、制度・事業の内容ですけれども、昭和48年から支給しております。支給対象となるのは重度障害者ということで、身体障害者手帳の1級、2級を持っている方、それと道や国の特定疾患に指定されております特定疾患の患者さん、合わせて15年度では5,800人の方が対象になります。これらの方々に対して、毎年4月1日現在で支給するというところでございますけれども、5,000円を支給させていただいておまして、予算的には15年度では2,900万円となっております。

若見委員

本会議で上野議員の一般質問において、市長は「財政状況により現状の事業のままで継続していくことは極めて難しい」と答弁されておりますが、今年の第1回定例会で、この事業費2,900万円を計上されたものではないのでしょうか。確認をしたいと思います。

(福祉)社会福祉課長

今、委員が言われました第1回定例会というのは、確かに15年度の予算について、当初予算で計上されたもので、私が今言いましたように、15年度分を今年の4月に支給したということでございます。それから、市長がこのままの形では難しいという答弁をさせていただいておりますけれども、それについては15年度は終わりましたので、16年度以降についての重度身体障害者見舞金についてどうするかということに対してお答えしたものでございます。

若見委員

市民がどんな生活をされているか、この取組の中に、もし聞き取り調査等をされておりましたら、教えていただきたいと思ひます。

(福祉)社会福祉課長

見舞金に対する市民の声というお尋ねだと思いますが、福祉部の方にこの見舞金に限らず、幾つかのご意見というか、その方々のご意見は聞いております。例えば、毎年いただいてありがたいという声も当然ございますし、市の財政がひっ迫していると聞いているのだけれども、まだ続けて大丈夫かという、そういうような市民の声もござ

います。ただ、市としてそれらの声をアンケートをしたり、あるいは市民の声を集計したり、この見舞金について市民の方はどうだという、そういった集計はしておりません。

若見委員

重度身体障害者の例なのですけれども、年金が年額で80万円、およそ一月に7万円ないような生活をしている方がいるのですが、市内の下宿で2食付で1か月6万円かかるそうです。それで、光熱費はそれにプラス1万円かかるということで、身内の方の援助があって何とかやりくりしているというのを例えとして、今示したいと思いますが、このような本当に深刻な実態に目を覆い隠すのかということについてですが、どのようにお考えでしょうか。

(福祉)社会福祉課長

今、委員が言われましたように、障害者で例えば年金をもらっている方が年額80万円の収入があっという出費があるということで、一般的に生活が苦しいというのは、個別にはあると思います。先ほど言いましたように、この見舞金についても、目的が障害者の方の生活の一助といえますか、そういう支えになればという発想で支給してきた事業だと思しますので、それなりに効果もあったと思いますけれども、その深刻な声をどう思うかということにつきましては、直接その見舞金がすべてをカバーできることでもないという部分もございますので、ケースバイケースということで、ご了承いただきたいと思えます。

若見委員

ふれあい見舞金について

続きまして、母子・高齢者独居等の「ふれあい見舞金」について、改めて制度と対象者や実態などをご説明いただきたいと思えます。

(福祉)社会福祉課長

ふれあい見舞金でございますけれども、これは昭和50年度から「福祉灯油」という支給事業がございましたが、それを見直しまして、平成元年度から「ふれあい見舞金」という形で支給させていただいております。支給対象者は、母子世帯、75歳以上の独居老人世帯、それから重度身体障害者の方ということで、ここ2年を見ますと、支給対象は3種類の世帯を合わせて約4,000世帯で、市の予算は600万円になっております。それから、先ほどの重度身体障害者見舞金と違いまして、このふれあい見舞金は社会福祉協議会と共同募金会との共同事業でさせていただいております。資金を出し合って支給させていただいております。ちなみに、社協、共同募金会の方が1人当たりになりますと2,500円、市は1,500円で、トータルでは先ほど言いました、市は600万円ですけれども、社協は1,000万円前後の予算を立てておりまして、毎年12月に民生委員を通じてお渡ししています。

若見委員

「福祉灯油」廃止の代償として始まった制度だというふうに聞きますが、児童手当や年金の改悪、そして介護保険の改悪ということで、だれしも、今、生活が本当に厳しい状況なのではないかと考えます。先ほどに続きまして、支給対象者の生活などを、もし把握していればお答えいただきたいと思えます。

(福祉)社会福祉課長

対象者の生活の実態についてのご質問かと思えますけれども、先ほどの見舞金のところでもお話ししましたが、このふれあい見舞金は母子、老人、障害ということで、それぞれに生活上のいろいろな形でいいですか、ハンディを持っている方々でございますので、一概には言えませんけれども、一般的には所得が低いだとかいろいろな形で生活に困っている方が多いかと思えます。また、この見舞金自体が弱者救済といった観点から支給されたと思えますけれども、お答えしたかもしれませんが、その時代の背景ということもございまして、福祉が年々充実してきているとすれば、充実していなかった時期に支給された見舞金でありますので、それなりの効果はあったと思えます。お尋ねの市民の実態ということについては、ちょっとこうだと言えないかと思えますので、それについてもご了承いただきたいと思えます。

若見委員

母子、高齢者の生活は本当に厳しく、スーパーの見切り品を買い求めて、閉店間際の値引きされたお総菜にやっと手を伸ばして、寒い冬にはお客さんが来たときだけストーブをつけて、布団の中に潜り込んで生活をしているという市民が実際にいるということ、私もいろいろ仕事を通して知ったわけです。財政が厳しいという理由で、この事業の継続は困難とし、今年から廃止したいと考えているという市長の答弁もありましたが、当初予算にも計上はされていません。我が党の代表質問に対して、街路灯維持費補助金以外は保留している事業はないと答弁をされておりますが、ふれあい見舞金は計上しないつもりだったのかということをお尋ねしたいと思います。

福祉部長

先日の予算特別委員会でもお答えさせていただきましたけれども、財源手当がつかないということもございまして、3定までの間に結論を出していきたいと考えてございますので、ご了承いただきたいと思っております。

若見委員

生活保護患者等見舞金について

続きまして、生活保護患者等見舞金についてお尋ねをします。制度の説明と現在の対象者、実態などをお知らせください。

(福祉)保護課長

制度の中身でございますけれども、昭和34年度から実施しております。対象者が被保護者で3か月以上の長期の入院患者、単身者は3か月未満でも支給の対象になるわけですが、それと結核予防法の34条、35条による入院患者が対象となります。支給目的がお盆や年末年始の臨時の出費に充当していただくという趣旨から、小樽市分と、社協の共同募金会からの合計額で支給しているものでございます。昨年度の実績で申しますと、夏が対象者が343人、支給額が30万7,100円、冬が358人、87万円で、小樽市の負担分が117万7,100円。一方、社協の支給分は夏冬合わせまして55万3,500円という状況でございます。

若見委員

この見舞金については今年廃止の方向でしたが、予算特別委員会でただされまして、8月には支給されることになりました。しかし、12月からの廃止の姿勢は崩れていないと考えております。今、いろいろと見舞金についてお話をいただきましたが、これらの福祉予算を削ることで、どれだけの財政効果があるとお考えでしょうか。

福祉部長

財政効果といいましょうか、いずれにいたしましても、先ほどお話し申し上げましたとおり、財源手当が現在ついてございませんので、そういう中でとりあえず8月には予備費を流用させていただいて支給するというお答えをさせていただきました。市全体の予算のこれからのいろいろな中で、財源手当がつくのかどうかを含めて、いろいろまた社協との関係もありますから、そういうところとも話をしながら、3定までの間に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

若見委員

生活保護者が入院した場合の生活というのは本当に厳しいと思うのです。続いて、もし生活保護者の方が入院した場合等の実態を把握されていれば、お聞かせいただきたいと思っております。

(福祉)保護課長

入院患者の状況でございますけれども、だいたい一月で現在、入院が430名ほどおります。その病類の内訳ですが、そのうちの6割の250名が今、精神疾患といいますか、精神科に入院しております。そのほか、一般の方がその差で180人、こういう実態になっております。

若見委員

市民の立場になって、生活保護者の方が入院したときのさまざまな声を、私は聞いてまいりました。もし、病院

に入院したら生活費が少なくなるから、残された家族のことを考えると入院はできないということで、入院の選択を迫られたときに、涙をこぼしながらこの選択を迎えなければならないというのが、生活保護者の抱えている一つの悩みであるのではないかと私は思います。それで、福祉予算がさまざまな形で削られていくという、そういう意味で理由というものは何かあるのでしょうか。

福祉部長

福祉予算が削られるというお話でございますけれども、トータルで考えますと、逆にいろいろな形で増えている分野もございまして、支出の分野では、いろいろと今の少子高齢化を含めた中で、生活保護世帯も増えている状況ですし、医療費関係もやはり増えてございます。こういう状況の中で、個々にとりましていろいろな形で減っている分野もありますけれども、トータルではやはり増えているという形の中で、ひとつご理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

若見委員

今、いろいろ見舞金についてお話をしましたけれども、やはり市民の生活の実態をしっかりとらえて受け止めた中応援して、歴史あるこの見舞金の制度というものを検討していきたいなというふうに考えております。

ふれあいパス事業について

それでは、ふれあいパス事業についてですが、この事業の本来の目的について教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

ふれあいパス事業の目的でございますけれども、ふれあいパスを交付することにより、高齢者が積極的に社会参加し、触れ合いをもって心身の健康の保持と生きがいを創出することを目的としているということでございます。

若見委員

利用状況の調査をされているとお聞きしておりますが、利用されているお年寄りの年齢構成や主な利用目的はどのようなようになっておりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、年齢構成ですけれども、調査結果では70歳から74歳までの方が38.8パーセント、それから75歳から79歳までの方が30.1パーセント、以下、80歳から84歳までが18.2パーセント等々となっております。それから、主な使用目的といたしましては、買物、病院の通院、それから趣味等々が上位を占めている状況でございます。

若見委員

市民からは感謝と継続の声をたくさん聞きますが、調査の結果ではいかがでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

若見委員がおっしゃるように、感謝あるいは継続をしてほしいという声もございます。また一方では、自己負担があってもいいのではないかという声もありますし、また、制度内容として、回数券にしてもらいたいとか、タクシーあるいは割引制度の希望等々、各種の要望がございます。

若見委員

今度の議会でも、ふれあいパスの事業について、「今のお年寄り全員とは言わないけれども、若者よりお金を持っていると。自分のお金を懐にして暮らしているのが小樽の老人だ」ということで、この制度を廃止しても理解を得られるのではないかという意見もあるようですが、市長はこのことを否定はしませんでした。小樽市のお年寄りの所得は高いとお考えでしょうか。

(福祉) 社会福祉課長

お年寄りの所得はどうかということですが、たしか市では毎年だと思いますが、財政の方で市民所得の推計報告を出していると思いますが、そういった統計資料の中で65歳以上の高齢者の方の所得はどうかとかという統計はとっておりませんで、また、高齢者の方がほかのまちに比べてどうだというデータ、そういう集計はしており

ませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

若見委員

お年寄りの所得を客観的にとらえるに当たって、老人医療費受給者の区分と構成、例えば一定所得者が何人いるとか、それと介護保険料の所得段階別のお年寄りの構成を教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、老人医療費受給者の方々の区分でございますけれども、一定以上所得者につきましては1,125人、これは本年6月末現在の数字になります。一般が1万1,094名、低所得者2が8,710人、低所得者1が3,830人、合計2万4,759人という状況になってございます。

介護保険の保険料の第1号65歳以上の所得段階別で申し上げますと、15年度の当初賦課で総数は3万7,580人おります。そのうち、生活保護又は老齢年金受給で市民税が非課税世帯の第1段階の方が1,727人、4.6パーセント、世帯全員が市民税非課税の第2段階が1万7,250人の45.9パーセント、本人が市民税非課税で世帯は課税の第3段階が1万78人、26.8パーセント、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の第4段階が5,554人の14.8パーセント、そして所得金額が200万円以上の第5段階が2,971人の7.9パーセント、このようになってございます。

若見委員

一定所得者というのは、老人医療費受給者にとっては、本当にわずかな一握りの方が一定の所得と認められて、9割を超えるほとんどの方がそれ以外ということになるのかなと思いました。ふれあいパスというのは、20年もの市民の声の高まりによって実現をしてきて、取組の目的は本当にご説明と現状が合致しているのではないかなと思いますが、市民の声をどのように受け止めているか、お答えをお聞かせください。

福祉部長

ふれあいパスの件だと思うのですが、先ほど来のご議論の中で、所得の関係について介護保険制度を見ますと、いわゆる税の制度から導入してくる、そこら辺の課税・非課税については、確かに小樽は全国の平均より、多少低い位置にありまして、そういう関係から介護保険の国からの負担割合が少し多く入って調整されると、こういう制度になっております。ただ、一般論としてよく市民の方々から話として出てくるのは、世代間の関係の部分があるのかなと。お年寄りの方は、いろんな支出の部分も若い人と違って、大分食べる部分あるいは着る部分を含めて少ない傾向にあるので、そういう面では支出が少し抑えられる。それに対して、収入との関係の中で、世代間の中では若い人から見ると、多少消費の部分では余裕があるという、ご議論があるのかなというふうに、私は耳にしているわけですが、具体的な所得がどうかということになりますと、所得の把握もなかなか難しい部分もありますので、一概に言えないとは思っています。

このふれあいパスの声というふうに考えたときに、市長が再三お話ししているのは、この制度を基本的には残していきたいと考えているわけですが、何分にも今、利用されている方々の利用度が年間約10億円使っておりまして、それに対する市の支出が今2億円、中央バスの方に負担をしている。このかい離を何とか埋めてほしいというのが、中央バスの意見なわけです。したがって、果たしてすぐこのかい離を埋めることができるのかどうかということになりますと、今の財政状況からはたいへん厳しいものがあるわけでございますので、そこら辺をいろいろな角度から中央バスと市とで協議して、検討していくというのが来年に向けた課題でございます。今、そのための協議を中央バスとこれからもさらに続けていく段階でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

若見委員

ふれあいパス、結局10億円もの金額を使うほど高齢者の方がまちに出ているということで、逆にお年寄りがバスに乗らなくなったら、バスはがらがらになってしまうのかなとの印象もありますが、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

第二病院の喫煙所について

最後の質問になりますが、第二病院の喫煙所について質問したいと思います。酸素タンクの付近に喫煙所が設置されています。このほかにも数か所あるのですが、決まりでは裸の火、例えばたき火みたいな火でなければ、5メートル以内にそういうものを設けるのはよくないということですが、プレハブ等そういうものであれば関しないということなのですね。それで、今回ボンベのタンク付近にある喫煙所というのは、スーパーハウスというのか、建物ではあるのですけれども、いずれにしてもこの酸素タンクの付近にこのようなものがあるということは、適切ではないのかなというふうに思うのですが、その辺の検討と、防犯上の問題、対策、雨や雪ということも今後あるかと思いますが、それらについて今段階で検討されていることがあれば、報告をお願いしたいと思います。

(二病) 事務局次長

今、ご指摘ございましたように、この6月1日から全館禁煙ということで、病院内の禁煙を図ろうと対策をいろいろ練ってまいりました。その中で、全館禁煙につきましては、精神科の患者さんもおられ、なかなか難しいということで、一部喫煙は認めているという中で、外来患者さん、見舞客、それから職員については完全な分煙を図ろうということで、委員ご指摘のように3か所に、スーパーハウスという建設現場等にあるプレハブの建物ですが、これを設けました。今ご指摘の1か所、一般病棟の外来患者さん、それから見舞客というのが一つでございますけれども、高圧酸素のタンクから6メートル離れたところに位置しております。これは、今、ご指摘いただきましたように、規則的には5メートル以内ということなので、我々も注意したのですけれども、利便性だとか設置場所の関係でいろいろ検討した結果、とりあえずはここしかないだろうということで設置したところでございます。

それから、防犯上の対策なり、その辺でございまして、いわゆる開設時間が朝6時から夜9時までということで、それは警備の巡回時間に合わせて設定したものです。当然、火の始末等につきましても点検して、施錠して防犯上問題ないよということでの対応を考えております。始まったばかりなものですから、冬期間の除雪だとかその辺の管理の問題が出てくるかと思っておりますけれども、じゅうぶん支障のないように対応したいと考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

ごみの減量化について

まず、環境部にごみのことにつきましてお聞きしたいと思うのですが、まず、今、ごみの問題につきましては、いろいろな形で市民含めて、また、今、北しりべしのごみの大きな焼却炉の関係というのもあるのですが、このごみの減量化という問題、これにつきまして、やはり小樽市だけの問題でなくて、恐らく日本がどうするかという問題もあると思うのですが、その辺につきまして、小樽市として今後のそういう減量化についての取組、また、考え方につきまして、ございましたらお願いしたいと思います。

(消防車のサイレン音あり)

委員長

ちょっとお待ちください。ただいまの消防自動車の出勤は、錦町手宮市場付近の火災出勤と聞いております。お知らせだけしておきます。

(環境) 管理課長

ごみ減量の推進の関係でございまして、やはり私ども生活環境、自然環境に対する保全意識は、一人一人その意識を高めていかなければならないだろうと考えてございまして、さらに市民、事業者、行政がそれぞれの立場の役割を認識していただくということで、ごみの減量、排出抑制を進めることにより、今よく言われております循環型社会形成の中で、3Rと言いますか「リデュース、リユース、リサイクル」、この関係を確立化させていき

たい、このように考えておるところでございます。

吹田委員

ごみの減量につきましては、やはり物を購入する側の意識の部分もあるのですが、これからの問題につきましては、提供する物をつくる側の考え方が、たいへん大事な部分だと。今、我々が物を買う場合に相手に対してのイメージとかなんとかということを考えるのでしょうかけれども、やはり物を売るためには、包装も大変なごみになるようなこともありますね。この面につきましては、行政を介しまして積極的にそういうことを進めていただければと思うのですが、現在、どのような形で取り組んでいらっしゃるのかお伺いします。

(環境) 廃棄物対策課長

吹田委員のお尋ねについてでございますけれども、現在、国では循環型社会形成のことでいろいろ法律をつくっております。その中に先ほど管理課長が説明いたしました3R、発生の抑制、再使用、それからリサイクルという形ですべての法律のしくみがなされております。その中に一つ大事な精神がございまして、「拡大生産者責任」と申しまして、製造者、物をつくる方に、丈夫で長く使えるものをつくりなさいという、そういう義務づけもされているところなのです。しかし、それが果たして全事業所に通じているかということ、そうではない状況でありますので、今後は全国市長会などを通じながら、拡大生産者責任について要望していきたいと思っております。

吹田委員

これにつきましては、やはり日本の基本的なスタンスを変えなければなかなか難しい問題だと思っておりますので、どちらにしましても、国民がしっかり考えた中でやるべきだと、私は考えています。この件につきましては、これから小樽市も積極的に進めていただけるものと、私は思っております。

ごみステーションの設置について

ごみステーションの設置の関係、前にカラスの問題とかでも出ておりましたけれども、今、ごみステーションが各地域で考えながら、いろんな網を使ったり、格好のいいものにしたりしておられますけれども、これも景観の問題とかいろんなことがございます。私たちこのまちに住む者にとっては、やはり見た目のよさ、そういう部分も大事でございますし、使いやすいとか、いろんなことを考えるのですが、ごみステーションの設置について、今、市内でいろいろと見るのですが、この辺につきましては、どんな形で進めているのかお聞きしたいと思います。

委員長

ちょっとお待ちください。火災出動の2回目の報告ですが、手宮市場向かいの市川のすし屋さんの隣ということで伺っております。報告だけしておきます。

(環境) 廃棄物事業所長

ごみステーションと申しますか、「ごみの一時置場」というふうに位置づけておりますけれども、小樽は山坂等がございますので、効率的な収集という面から、いわゆるステーション方式で、3軒なり5軒なり10軒なりがある一定の場所に置いてくださいとお願いしております。そういうことで、大部分の家庭の方はステーションに置かれております。全道的に見ても、各都市の7割近くがこのようなステーション方式を採用してあるわけでございまして、このごみの一時置場、そのステーションをどこにするかということにつきましては、それぞれ利用されるご近所の方々がお話しをされまして、この道路は収集車が通るのでどこどこに設置しようではないかということで、利用される方々が相談で決められる。したがって、その場所の維持管理といいますが、掃除なり、除雪なり、また、カラス等の被害が及ぶのであれば、ネット等を購入するなり何か手だてをするということをお願いしているわけでございます。

それで、今、委員の方からも若干お話ありましたけれども、それでは全部がそういうステーションといいますが、複数の人が集まって一時的な置場所にまとめているのかといいますが、必ずしもそうではありませんで、それぞれの収集車の通る道路の縁といいますが、各家庭の玄関前等に置かれている場所もございまして、これは、今まであつ

たステーションが何かの都合、例えば家を新築したところ、ごみステーションから台所において、おいしいものをつくってもごみのおいがすとか、そういう何らかの都合で、従来あったステーションを廃止といいますか、かえてくれということになりまして、地域の利用者の方々がそれぞれ協議されるのですけれども、なかなか調整がつかないと。さりとて、毎日生活しているわけですからごみは出る。そこでやむをえず、暫定的に、ほんの一時的にということで、各家庭の前に置かれている部分もございます。しかしながら、協議はなかなかうまくいかない。我々の方としても、町内会長さんなり、衛生・環境担当の部長さんなり、区長さん、組長さん等にお力をかりましていろいろとお話をしているわけでございますけれども、なかなか時間がかかる。そういう意味で、暫定的にぼつぼつと各1軒ずつで置かれている部分も多少あるということでございます。

なお、平成12年に、事業系ごみの見直しをいたしまして、小樽市の方針として、各家庭の玄関前までとりに行きますというごみにつきましては、これは花園1丁目全域と花園3丁目の一部、1丁目からグリーンロードまで、この事業系のごみと完全に分離するということと、ステーションに置くと多数の人にごみを投げられていく、また、酔っぱらい等にいたずらされるということもありまして、この部分だけは市の方針として個別収集という方針でございます。

吹田委員

ごみステーションのいろいろな問題があるということなのですが、今、市の方でたいへん予算がない、財政が厳しいということなのですが、ごみステーションをこれでいこうというのであれば、私はやはり少しでもきちんとした、パイプや木でつくったりしてけこうな形になった、きちんとしたものができていますけれども、ああいうものにつきまして少額の助成をして、積極的にきちんとしたものを各地域でつくっていただくような奨励活動を行ってはと考えるのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

(環境) 廃棄物事業所長

先ほども申しましたとおり、ごみステーションの維持・管理については地域の住民の方々に、長い間お願いし、お世話になっているわけございまして、それぞれ使われる方が経費を出し合って、ネットなり、柵なりをつくる、又は町内会の方でと。現実的にはそのようにいろいろと出し合ってやっている部分がたくさんありますので、今後これについてどうするべきかということにつきましては、ごみ収集に関するいろいろな要望と、サービスの全体の中で、今後考えていかなければならないと思っております。

吹田委員

ぜひ、この辺につきましても、たいへん財政が厳しいときでございますので、あまりこういう形をお願いすることは無理だなと思うのですけれども。

ごみの夜間収集について

続きまして、ごみの収集のことです。今、市内ではカラスの問題がございまして、全国的に数は少ないのですけれども、そういうものも含めて、ごみの収集の時間的なものにつきまして、夜間の収集はできないものだろうか。今回もたまたま九州で4人の方がお子さんと亡くなられたときにも、皆さんがいろいろと見たというのは、あそこはごみを夜に回収することになっておりました。前回、ごみの収集につきまして、市直営でやるのか、民間に委託するのかという問題も出ておりましたけれども、私はこれにつきましては、そういういろんなものを考えたら、民間委託で例えば夜明け、早朝にでも、ごみの収集ができないかと考えると、じゅうぶんいけそうな気もしないでもないと思います。夜は動物、カラスの問題とか、その辺につきましても、検討の余地はあるのかなと感じますので、委託の問題も含めていかがかお伺いいたします。

(環境) 廃棄物事業所長

夜間収集はできないのかという件で、民間委託等含めてということなのですが、確かに、現行の市職員だけでしたら夜間、深夜については相当難しい面があります。民間となれば、夜間収集の方は可能かなというふうに

判断するわけですが、夜間収集につきましては、小樽の地域性といえますか、とにかく冬になると雪が多い。それから山坂であるという面もあります。そういうことから、どうしてもやはり昼間の明るいうちが妥当なのかなという判断で、現在は朝8時半から収集しております。また、夜間収集は、今、委員からお話がありましたけれども、私も若干他の地域でやっていると聞き及んでおりますけれども、小樽の地形的、地理的な面からなかなか難しいのかなと。また、確かに民間委託にすれば、夜間収集もわりと容易なのかなと思いますけれども、民間委託におきましても、夜間・深夜になりますと、その委託料の35パーセントから50パーセント増しという面もございます。また、夜間収集につきましては、二、三、私どもの方にそういうお話等がございますけれども、ぜひ、夜間収集でという大多数の声もございませんでしたので、今まで夜間収集については検討しておりませんでした。しかし、現実的にそういう夜間収集をしている都市もございますので、今後、夜間収集の実態などを調査し、勉強してみたいなと思っておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

委員長

先ほどの火災出動についてであります。錦町20番8号野村鮮魚店2階から出火、要救助者なしとの報告が入っておりますので、お知らせいたします。

吹田委員

ごみの問題につきましては、これからも市民の皆さんと手をつないで進めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

児童福祉法改正の趣旨について

続きまして、福祉部の関係でございますけれども、今回の議案第6号にも出ました「小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案」ということで聞きましたけれども、この中でこういう形の条例改正に至った、児童福祉法の一部改正の基本的な趣旨に関して、どのようなことかお伺ひいたします。

(福祉) 児童家庭課長

児童福祉法の改正の趣旨ということなのですが、これは委員ご承知かと思うのですが、今の国会に児童福祉法の改正案が出され審議されています。ここ数年、前段で申し上げました新福祉制度の導入等も含めまして、児童福祉法の改正というのが進められているわけですが、全体的に、現在、厚生労働省等で進めている施策等の関係からいえば、やはり子育て支援の法整備という言葉に尽きるのかなというふう考えております。

吹田委員

肢体不自由児訓練室について出されておりますけれども、これにつきまして、市の方がかかわって、どのような方たちが、どのようなことをされているのか、簡単でよろしいのですけれども、お願ひしたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

訓練室の現状と対象といたしましては、理学療法士が1名、それから保育士が3名配置されております。利用されるお子さんですが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、例えば保健所の健康診断あるいは各病院で行っている健康診断で、お子さんに何らかの発達上の遅れ、もしくは遅れの疑いが認められると。その内容は主に運動機能等での疑いのある場合に、医療機関等も当然この訓練室の存在を知っていますので、そちらに行って、機能回復訓練なり、集団での療育を受けるといったような内容になっております。現在、30名ほどのお子さんが登録をし、支援費制度ですので、それぞれのお子さんによって、その通ってくる回数は異なりますけれども、保護者と一緒にいろいろな療育の相談、訓練を受けているといったような内容でございます。

吹田委員

肢体不自由児ということですので、身体的な部分ととらえるのですけれども、今度、「子ども発達支援室」という名称に変わるということで、児童デイサービス事業所になってございますけれども、この「子ども発達支援室」となりますと、文面的には何となく身体的以外にも、知的な部分もここに包含していただけるのかなと思うのです

が、何か考えているものか、この点いかがでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

ご指摘のとおり、配置している職員も先ほど申し上げましたとおり、理学療法士という職員ですので、やはり主には身体に障害のあるお子さんが多いです。来ているお子さんの割合からしても多いです。ただ、乳幼児対象ということなものですから、一つは障害、種別という言葉がちょっと適当かどうかは別にしましても、はっきりとこのお子さんはこういう障害だよというふうに認定できない場合、あるいは一定の期間で障害ということにはならない場合、一般的にはグレーゾーンですとか、経過観察とか、そういった言葉を使うわけですが、そのようなお子さんも来ていらっしゃるわけです。そういったお子さんが来ている中で、肢体不自由児訓練室という、要するに肢体に障害を持っているお子さんだけが対象のようなネーミングというのは、ちょっと来られる方にも違和感というか、実態にそぐわないということも含めまして、今回、条例改正を提案させていただいたということでございます。

吹田委員

子ども発達支援室という名称を使うと思うのですけれども、支援室というのはいいのですけれども、もう少しもっと皆さんに明るい印象で、例えば、今、赤井川で「子育て支援センター」という名前をつけています。私も不勉強で、たいへん失礼ですけれども、肢体不自由児訓練室に青空なんとかのような名前を何かネーミングしてありましたか。

福祉部次長

私も前かかわったものですから、ネーミングというのは、親の会といたしますが、親の方がもう少し呼びやすい名前をつけてほしいですとか、本当はそういうような話はあるのですが、実際にはまだつけてはおりません。今、あくまでも条例上の名前ということで訓練室を直すということですので、通称名については、また別の議論も必要になるかなと思っているところです。

吹田委員

たいへん場違いのことを言ったような気がするのですけれども、何かそういう形で親しみやすい名前をお考えいただければありがたいと思います。

それと、この肢体不自由児訓練室からこちらへ移る部分もあるのですけれども、利用する場合に費用負担はあるのでしょうか。

(福祉) 社会福祉課長

先ほど支援費の報告をさせていただきましたように、児童デイサービスにつきましても、市が受給者証を、この場合はお子さんですので親の方に交付いたします。交付するときに、その扶養義務者、お父さんなりの所得を調べまして、例えば肢体不自由児訓練室を1日使いますと、あなたの所得ですと100円かかりますというような表示を受給者証そのものに書き込んでおります。サービスを利用してある一定の金額を負担しなければならないという方には、負担しない方もそうですけれども、どのぐらいかかるかというのは、受給者証に記載されております。

吹田委員

それを1回に利用する料金とか、また、月での利用につきましては、どのぐらいになるでしょう。

(福祉) 社会福祉課長

所得税の税額によりまして、在宅サービスの扶養義務者の利用負担について、国で決められた基準がございます。例えば、今、話に出ております児童の通園事業につきましても、前年分の所得税が非課税の方で、市町村民税の均等割だけかかっている方は、肢体不自由児訓練室で子どもさんが1日サービスを受けると、扶養義務者の方には100円いただきますということになります。例えば、同じく前年分の所得税が28万円から50万円の方は、1回1,000円かかるということになります。しかし、この支援費制度の特徴といたしまして、その所得に応じていくら使って

も上限月額というのが設定されておりますので、先ほど申し上げました1回100円かかる方が、例えば30日かかりますと3,000円かかるという単純計算になりますけれども、1回100円かかる方は一月いくら行っても1,100円という上限月額が定められております。それぞれの所得の階層に応じ、上限月額が設定されておりますので、応能負担といいますが、支払う能力に応じて上限月額なり、利用料金が定められているということになります。

吹田委員

この改正後、現在ご負担されている方々から年間に市に入ってくるのは、どのぐらいの金額となりますか。

(福祉) 児童家庭課長

支援費制度自体、今年度から始まった制度なものですから、当然国の負担金、道の負担金もあるのですが、利用者の負担金といたしましては、今年度予算としては22万3,000円と見込んでおり、現状の利用状況からしますと、15年度の決算の段階ではもう少し増えるかなというふうに思っております。

吹田委員

恐らく、ご本人の負担料金につきましても、国の制度の中で基本的に対応されると思うのですけれども、こういうものは、なっている方々は大変な生活をされている部分があると考えておりますので、なるべく利用しやすい料金なりなんなりを小樽市として設定していただければと考えます。また、この利用には申込みの契約など、どのようなやり方をされているのか。いろいろなものを利用する場合に、利用者が書類をなるべく簡単にできるとか、いろいろなことをやると思うのですけれども、この辺につきまして、今どのようなかたちでされているのか、お聞きしたいと思います。

(福祉) 社会福祉課長

今、お話になっております肢体不自由児訓練室につきましては、小樽市そのものが指定事業所になっておりますので、利用者の方と小樽市が契約を結びます。ですから、具体的には訓練室につきましては、事業者が小樽市で、具体的な窓口は児童家庭課になりますので、児童家庭課で用意いたしました契約書あるいは内容をその利用者の方に理解していただきながら、例えば週に何回利用するとか、その辺のお話をしながら契約してサービスを利用していただくということになります。

吹田委員

この契約につきましての書類の関係というのは、支援室で行っているのでしょうか。それとも、本庁の児童家庭課に来て申込みをするという規定なのでしょうか、どちらでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

もちろん支援室も私どもの所管の職場ですので、決裁は当然私の段階まで回ってくるという形になりますけれども、事務手続としては、本庁の児童家庭課でも訓練室の職場でもどちらでも書類の提出は受け付けられる形になっております。

吹田委員

私は、子どもたちはいろんなものを持って、この世の中に生まれてくる方々でございますから、しっかりと社会の支えがないとだめだと思っておりますので、より充実した形で子ども発達支援室がますます進んでいただけるだろうと思えます。

住基ネットの進ちょく状況について

続きまして、今、たいへん問題になっております住基ネットです。先日もいろいろと皆さんの方でご質問等をしていましたけれども、私としては、私なりに質問をしたいと思えます。どんどん具体的に進んできておりますけれども、今現在の住基ネットの小樽市の進ちょく状況をお聞きしたいと思います。

(市民) 田中主幹

去年の8月5日から始まりまして、第2次稼働が今年の8月25日から始まりまして、住基ネッ

ト用のデータ、住所、氏名、生年月日、性別、それを安全に格納するコミュニケーションサーバーを設置します。住基ネットデータ、そのコミュニケーションサーバーに入っているデータを操作する端末機を、各サービスセンターと本庁に設置しております。セキュリティのためにファイアウォールといいまして、安全に通信ができるようにということで、そういうソフトウェアや機械をそろえております。住基ネットをするために既存の住民基本台帳システムがあるのですけれども、それを開通化しまして住基ネットと結んでおります。8月25日に向けまして、安全に行うために、他都市と2次テストをやっております。そういう状況でございます。

吹田委員

あと、住基ネットにつきましては、国の考え方と都道府県、市町村との考え方にはやはりいろいろと若干の温度差があるのですけれども、私は、小樽市は、今、こういう形で国に沿って進めておるわけでございますけれども、先ほどもセキュリティというお話がありました。セキュリティの問題につきまして、きちんと対応がないと信頼感がなく、それこそ、その段階では恐らく市民一人一人の皆さんの中には、こういうものに個人的に参加したくないということが起こる可能性もあるのかなど。これについては、予測だといえばそうなのですけれども、こういうときにきちんとした対応が必要だろうと思っております。選択制という問題があちらこちらで出ていますけれども、この問題につきまして、小樽市では今後、基本的なスタンスとしてどのように考えられているのでしょうか。

市民部長

今、住基の準備をいろいろ進めておりますし、その中でちょっと補足しますと、特に操作に携わる職員の問題、そういった面での研修、教育が、この住基の準備の大きな柱として進めてございます。それから、今の選択制の問題ですけれども、私ども、この住基は全国共通のシステムということでとらまえておりまして、改正の住民基本台帳法に基づく一つのものがこういう制度の中でこの取組をしております。この法の中では選択制というようなことを想定しておりません。私どもは法に基づく取組というか、そういう形で住基ネットをとらまえておるところでございます。選択制という選択肢はないものと考えております。

吹田委員

今、そのようにお話がございましたけれども、これにつきましては、たいへん失礼なのですが、やはり国がきちんと国民のことを考えて進めるというふうになって、国民の完全な賛同というか、賛成を得てやる場合と、上から下へ下げてきてやる場合とがございますので、私はやはり、自分たちに直接影響するという判断となったら、自分たちの方に与えられるということにもなると思いますので、この辺につきましては、これからしっかり見ながらお願いします。

今、市民部長からありましたように、住基ネットという問題も含めて、また、市役所はいろんな情報を持っていらっしゃる。これを市の職員ですので、きちんと自分の責任で、何が自分のできる部分なのかということをやらないで問題となる場合を、ほかの市の方では私は見かけることがあるのです。だから、これについては、たいへん失礼なのですけれども、教育的な部分かと思うのですけれども、今回住基ネットといった形で、よりそういった市民の見方がしっかりしてきたのかと思います。ネットだけではないと思うのです。ネットの情報は、これはどこからでも何かやったらとれることになります。そういうような簡単に何かの形では流れる可能性もじゅうぶんありまして、この辺につきまして、今後どのように進めていけるのか、部長からお考えをお聞きしたいと思います。

市民部長

我々が言っている基本4情報、その部分が住基ネットで、私どもが、今、所管をして取組をしてございます。それから、今の吹田委員のお話は、市全体の全庁的な情報と、こういう形についての関係でございますけれども、私ども行政なり、まちづくりを進める上で市民の皆さんのそういった理解と協力が必要でございますので、その辺の透明性、公平性というか、それを担う職員のモラル、あるいは守秘義務、そういうものも当然でございます。そういう面での条例も、今、市としまして、これは総務部の所管になりますけれども、「小樽市電子計算機処理に係る個

個人情報の保護に関する条例」というのは、既にございます。しかし、これは制定してから相当年数もたっておりますので、今、国の方でも個人情報に関する法律というのもできましたので、こういった新しい政府の変遷というものもございますので、そういったものも時代の要請としてきちりとらまえて、必要な手だてを今後、全庁挙げてしていかなければならないと思っております。いずれにしても、大切な市民の情報について、それが適正にされていくのだというようなことで、住基は8月25日に本格稼働しますので、その辺のところをご指摘の点も含めて、遺漏のないように万全を期してまいりたいと、このように思っております。

吹田委員

住基ネットについては、本当に皆さんが関心を持っておりますので、この点は進め方が大事だなと思っております。たいへん失礼なのですけれども、私の方で皆さんの方の的を射ないような質問をさせていただいて本当にご迷惑をおかけしました。これから、一生懸命勉強しながら、厚生にかかわってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

-----  
高橋委員

高橋でございます。よろしくお願いたします。

庁内LAN活用の成果について

報告事項にかかわって1点だけ質問をさせていただきます。環境部ですけれども、温暖化対策推進の報告をいただきました。点検結果の評価と今後の取組の中で、紙の購入量が減ったと。それで、庁内LAN活用などの成果だということでありましたけれども、これをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

(環境)環境課長

紙の購入量につきましては、資料の中で、11年度約2,200万枚、14年度は2,100万枚ということで、2.6%減っております。これは、去年この部分を見ますとちょっと達成できなかったのですが、庁内LANをやることによりまして、庁内各部の案内文書、そういうのを基本的に庁内LANを通じて各課に庁内メールで全部送れるというようなことの成果というふうに考えられます。

高橋委員

具体的な内容については、調べておいていただければありがたいと思います。次回にまた、質問をさせていただきます。

建設リサイクル法について

次に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法について、何点が質問したいと思います。まず、この法律の目的について、説明をお願いします。

(環境)廃棄物対策課長

建設リサイクル法の目的についてであります。1点目は解体工事、80平方メートル以上の工事です。2点目は、

500平方メートル以上の新築工事、3点目ですが、修繕工事1億円以上の工事、最後に4点目、土木・水道などのその他の工事について500万円以上の工事について、それぞれその工事に伴って発生するコンクリート、アスファルト、それから廃木材について、発注者にその資源化が義務づけられます。そのことによりまして、廃棄物が減量したり、再生資源のじゅうぶんな利用がされることによって、廃棄物が減量されます。そういうことを通じて、生活環境の保全を図ることを目的としております。

高橋委員

それで、これは昨年5月30日より施行されているということで、それ以前にかなり業者の方に周知徹底をされてきたと思いますけれども、どのように周知徹底をされてきたのか、その経緯を含めてお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

建設リサイクル法は、平成14年5月30日に施行されまして、前々年の13年の11月に建築土木関連業界、大工さんの組合、それから一人親方と言われるそういう大工さんについても、全関連事業者に対して、まずパンフレットを送付いたしました。それから、明けて14年の2月4日、それから2月12日には、道の説明会、それから建設副産物の説明会があったのですが、その際に市内の関係する業者にも案内をいたしました。それから、最後ですけれども、施行前の5月21日には、市民センターのマリンホールにおきまして、産廃等の業者も含めて、それから建設・建築・土木関連事業者全社に案内いたしまして説明会をしたところであります。また、それから2月1日のごみゼロ広報ですが、こちらの方では特集を組みまして、建設リサイクル法について周知をしたところであります。

高橋委員

その説明会ですけれども、全業者に対して何割ぐらいの方が出席をされていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

何割というご質問ですけれども、今、具体的には説明できないのですが、2月4日の説明会では公共の方が88名、民間も88名出席しております。それから、2月12日の北海道の説明会にも案内いたしましたのですが、その中では公共が15名、民間が86名ということで、かなり民間の方が出席している状況がございました。

高橋委員

環境部としては、この周知方法でじゅうぶんであったというふうにお考えですか。

(環境) 廃棄物対策課長

周知がじゅうぶんかということのお尋ねですけれども、一応小樽市としては全道の中ではかなりの説明会をしたというふうには自負しております。札幌あたりでは、建設リサイクル法の施行日の直前、確かその前の日だったと思いますけれども、会場に案内をして説明したという状況でありました。小樽はもうその前々年からパンフレットを配布するなど、かなり周知には力を入れてきたというふうには考えております。

高橋委員

それで、市のホームページによりまして、平成14年度届出件数が90件という内容になってはいますが、実態として環境部で押さえている実績数はいくらになりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

建設リサイクル法の届出についてであります。今、委員がおっしゃった、90件というのは民間の工事の届出の件数ということでございます。そのほかに、公共、市役所でありますとか、土現、開発などの公共の工事、それらについては通知という形なので、132件ございまして、合計で222件が建設リサイクル法の届出の件数となります。

高橋委員

それで、再資源化のための処理施設というのは小樽にもあるかと思っております。それで、それぞれの特定建設資材の項目別にどういう業種の内容なのか、どういうふうによりサイクルをされているのかというのを、簡単に説明をお願い

いします。

(環境) 廃棄物対策課長

リサイクルの施設のそれぞれの内容についてでありますけれども、一つ目といたしましては、がれき類、コンクリート、アスファルトなどを破碎したもののなのですけれども、そういう大きながれきが施設に入ります。それを機械にくぐらせてまして、小さく粒度をいろんな形で調整するのですけれども、そういう破碎施設が市内に5社ありまして、その粒度調整することによって、いろんな工事現場で使われるという形になっております。木くずの破碎についてであります。選別の施設も含めまして2社ございまして、処理の方法といたしましては、たるきなど立派な木材があるのですけれども、そういう木材が搬入されて、それも同じように機械にくぐらせてまして破碎をします。破碎して細かくチップ化するのですけれども、それらについては家畜の敷きわらでありますとか、あるいは農家のたい肥等に利用されております。それからその他の木くずの処理といたしまして、炭化処理をしているところもあります。この炭化というのは、そういう木材、建設リサイクル法を含めて木材が搬入されてきてまして、その木材を炭にするという処理の方法です。もう一点は、同じ木くずの処理施設なのですけれども、木くずをチップ化したものと、廃乳、牛乳のくさったようなものを混ぜまして、それを農家のたい肥にするという、そのような利用もされている状況でございます。

高橋委員

それで、平成13年度とそれから平成14年度の比較ですけれども、今説明された木材、コンクリートの市の産廃施設での受入れ状況、実績、これをお願いします。

(環境) 管理課長

寅吉沢埋立処分場での受入れ量でございますけれども、13年度、がれき類が2万3,088トン、14年度が2万1,689トン、建設木くずの方でございますが、13年度は2万2,167トン、14年度が1万6,232トンとなっております。

高橋委員

そうすると、木くずの方が効果が表れているという判断でよろしいですか。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいまの13年度と14年度の比較ではそのような状況になっておりますけれども、がれきについては従前から既にリサイクルに回っておりますので、その部分で木くずと比較したときに、率については少ない状況にはなっております。

高橋委員

それで、先ほど対象工事の面積等が紹介されましたけれども、延べ面積で80平方メートル以下については、対象外だということですね。産廃の受入れ施設の確認状況について、どのようにされているのか、手順の説明をお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

最初に、建設リサイクル法の届出が建築指導課に参ります。その後、環境部に合議がされまして、年数回、去年でいいますと2回ほどパトロールをいたしまして、そのパトロールの中で届出書に記載してあります再資源化施設の場所でありまして、再資源化量などについて確認しております。また、随時のパトロール、指導、そういうときに現場に行った際にも、届出書を必ず持ち込みまして、確認しているところであります。

高橋委員

その産廃施設、誰がどのように確認をしているのか、ちょっと説明をお願いします。

(環境) 間瀬主幹

今、産廃の建設系の処分場、通称寅吉沢処分場なのですけれども、民間委託しておりますが、当然料金を取りまして受付します。そこで確認させてもらって、そして埋立処分場の埋立現場でも監視員がおりまして、随時といい

ますか、おろすときに確認しております。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいまの説明に一部補足させていただきたいのですが、産業廃棄物処分場に木くず、がれき等を搬入する際に、搬入計画予定表というのを出示していただいております。その中には、建設リサイクル法の該当の届出のものであるかどうかという確認も一つしております、写しの関係と合わせて、かなり厳しい状況ではチェックしているところであります。

高橋委員

一部の業者の方がどうも正規なやり方をしていないというようなお話もあるように私は聞いているのですが、環境部としてはどのようにとらえていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいまの一部の業者の民地等の解体の件ですけれども、今回の議会の前に建築都市部の方からそういうお話を聞きまして、環境部も、今後、建築指導課と連携をとりながら、去年みたいなパトロールの回数ではなくて、さらに強化する形で進めたいと思いますし、その民地の解体についても、現場をなるべく早目に事前に把握してということを進めていきたいと考えております。

高橋委員

ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。また、周知徹底についても、再度私はお願いをしたいなというふうに要望をしておきます。

お祭りや各種イベントのごみについて

次に、お祭りや各種イベントのごみについてお聞きをしたいと思います。市内にはたくさんのお祭り、それからイベントがあるわけですが、これの現在のごみの処理の方法について説明をお願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

お祭り等のイベントのごみの処理についてなのですが、事業系のごみは最近かなり分別が複雑になりました。イベントをする方からごみの分別をどのようにしたらいいかということで、いろいろな問い合わせが最近あります。そのような中、今年4月からの廃プラスチックの規制もあるので、その辺でここで1回きちんとイベントのごみの処理というマニュアルをつくらなければならないというふうに考えまして、今回7月上旬に「イベントの適正なごみ処理」という、マニュアルをつくりました。

高橋委員

マニュアルは、もうできているのですか。それでは、後で一部いただけますか。

(環境) 廃棄物対策課長

はい、わかりました。

高橋委員

それで、事業系としてこのようなプラスチック類は、ごみとしては出さないということになってはいますが、その辺についてはいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

4月1日からの廃プラスチックの搬入規制によりまして、プラスチックは埋立てできなくなりましたので、今回のイベントの適正なごみ処理の中にも、リサイクル又は焼却というふうに説明しております。基本的にはリサイクルに回していただきたいのですが、そのイベントをする事業者それぞれの経費の問題、それから人手の問題、いろいろなことがありますので、リサイクル又は焼却という形で提示しております。

高橋委員

イベント等のごみの減量化ということで、今、たいへんマスコミ等で注目されているのが、使い捨て食器を使わ

ないで、洗浄機付の食器セットみたいなものを持ち込んで、いろいろな実験をされているというふうには伺っております。これに関連して、今後のこのお祭り、イベント等のごみ対策、これについては環境部としてどのように考えているのか、最後に部長にお聞きをしておきます。

環境部長

先ほど来、廃棄物対策課長が言っておりますように、今回、これまでまちまちであった、いわゆるイベントごみの取扱いにつきまして、リサイクルといったことをまず前面に押し出した新マニュアルを一応作成させていただいております。そういったことで、私どもとしては、現在よりもまた一歩前進したのかなというふうには思っております。ただ、今、各都市においても、そういった使い捨て食器だとか、あるいはイベントから一切ごみを出さないような対策がさまざまとられているというように思っております。また、最近では何か新聞でそういった専用車も導入しているのだと聞いておりますので、そういったことも含めまして、今後の対策というものをもう少しまたきちんと調査をしながら、進めてまいりたいと、このように考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤（博）委員

今日で委員会での質問はやっと3回目ということですので、まだなれていない部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。今日は、吹田委員を含めて、若干質問が重複するところもございますけれども、3点について質問していきたいと思ひます。

一つは、先ほどありました福祉センター内の肢体不自由児訓練室についてであります。二つ目は、今回、塩谷で始まります障害児の放課後児童クラブについてお尋ねします。3点目は、住基ネットの本格稼働に関連してお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

肢体不自由児訓練室について

まず最初に、今回福祉センターの中にあります肢体不自由児訓練室の名称と役割について変える条例の改正案が出されていると思うのですが、改めて、今回、この名称を変え、そしてその役割を変えていこうとしている理由なり、目的なりをお聞かせいただきたいと思ひます。

（福祉）児童家庭課長

前段の議案の説明のときも若干触れさせていただきました。まず、大きくは今年の4月から現在の訓練室で行っている業務が支援費制度の枠組みに認定をされたという関係で、その支援費を規定しております児童福祉法の中でのその事業の説明、それに則して事業内容を変更したということでございます。

それから、前段の名称の関係なのですが、これもちょっと重複するのではないかと思うのですが、実は道内にこういう形での児童のデイサービス業務を行っております施設というのが70ほどございます。そういったところの名称と、それぞれの施設によって受け入れている子どもさんの状況というのは違うのですけれども、全体的にその施設の名称といたしましては、例えば通園センターですとか、支援センターあるいは療育施設と、そういったような名前が全体的には多いです。これは一つの傾向といたしまして、今、対象となる子どもさんの障害をそのままその施設の名称にするということは避けていくというか、逆に垣根を高くしてしまう、わかりやすいという意味は半面ではあるのかもわからないのですけれども、通う子どもさんなり、保護者にとっては垣根を高くしてしまうと、あるいはこの重複障害等の中で、あるいはグレーゾーンの子どものさんという中では、そういう障害を特定して名称をつけるということは避けていこうという、そういったような流れも含めまして、今回の名称の変更と事業内容の変更の条例改正を出しているわけです。その意味では、現在、訓練室で行っております事業・業務内容そのものが変更するということではございません。

齋藤（博）委員

少し整理していきたいと思うのですが、現行の訓練室の人員配置等について、先ほども質問を受けているのですが、もう一度職種、有している資格、そういった部分について改めてお聞かせいただきたいと思います。また、現行の訓練室の面積とか、どのような構造の中で行われているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

まず、人員配置の関係ですが、若干細かくなりますけれども、一つは理学療法士、これは正規職員で1名配置しております。そのほかでは、保育士の免許を持っている者ですが、基本的に1名は主任保育士、それから指導員ということで嘱託の保育士2名という、これは基本的な人員配置であります。ただ、今年度につきましては、保育士の免許取得者ということで対応しておりますので、他の保育所も含めまして、全体の人員配置の中で、実は正規職員の関係ができなかったということになりまして、主任保育士につきましては、臨時職員の対応になっております。面積の関係なのですが、今、私、それぞれの詳しい面積、資料を持ってきていないのですが、訓練室として利用しているのは、3階にあります文字どおり訓練をする大きな部屋です。もう一つは、4階に職員の会議なり、職員室というのですか、そういった部屋を母子の相談室、母子の関係の部屋と一緒に共用で使っております。それから、2階の方に、これはあまり大きな部屋でないわけですが、母子通園、母子で通ってくる場合、母子と一緒に指導する場合と、母子分離というのですが、子どもさんだけを指導する場合がございますので、そのとき保護者が待機といいますが、待つ部屋ということで2階に一部屋用意しております。

齋藤（博）委員

先ほどの説明にもかかわるのですが、今おっしゃったように、今回名称が具体性を持つよりも母子発達支援というふうに切り替えていきたいのだということなのですが、その施設の持っている役割といいますが、その部分の扱いであまり変わっていないのではないかなというふうなご説明だったわけなのですが、書いてある文だけを読ませてもらいますと、今までの定義は「肢体不自由児の機能回復訓練の実施について」というふうに記載されていますね。今回の中で説明されているのは、「障害児又は保育所もしくは医療機関における乳幼児健診等で障害について経過観察が必要と診断された児童の日常生活における基礎的動作の指導、集団生活への適応訓練、そして当該障害児又は児童の保護者に対する療育指導」というふうに明確に記載されているわけなのですが、従来言っていた機能訓練という部分とは違っているのではないのかと。もう少し踏み込んだ地域的な療育の基本センターとしての役割を持つような方向に、定義が変わっているのではないかというふうに取り取れるものですから、その部分についてもう一度説明してもらいたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

ご指摘の部分で、日常生活における基本的な動作の指導あるいはその集団生活への適応訓練等という言葉を入れましたのは、形で申し上げますと、児童福祉法の中でこの支援費施設に該当する児童サービス事業の業務がそういうふうに規定をされたということでありまして、極めて表現としては広い表現になるものですから、なかなかそこで理学療法士を置いて行っている施設の説明という範囲からは、一定幅広い言い方になっております。半面では、先ほども申し上げましたとおり、肢体に障害があると認定、あるいは診断を受けている子どもさん以外の子どもさんも多くいらっしゃるわけですので、そういった部分で一定の広いとらえ方をしたということでありまして。

齋藤（博）委員

広いとらえ方をしたと言われるとわかりにくいのですが、私が言いたいのは、今回の国なりも含めた方向の中には、やはり地域の中で唯一のシステムを確立していきたいという思いが強いのではないかというふうに理解しているものですから、そういう意味では今回新しく定義づけられていると私は思っているのです。今後の子ども発達支援室について言えば、今の理学療法士1名、それから数名の保育士という体制で、果たしてこの掲げている

役割を果たしていくことができるのだろうか、非常に危くしているわけです。そういった意味で、もしこの基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、さらには保護者に対する療育指導をやっていくところまで、この訓練室という場を限定してやっていくとしたときには、やはりもう少し違った形の人の配置が必要ではないかと私は思うのです。児童家庭課の方で、予算とか今すぐ採用できるかというのではなくて、こういう機能を果たしていくとしたら、どういった体制が必要だというふうにお考えか、考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

実は、今のご質問に関連するというよりも、そのとおりのことになるわけなのですが、これは予算特別委員会の方でもちょっとお話しさせていただいている部分との関係もあるのですが、ご承知のとおり、今、小樽市で障害のある、あるいはあると思われるお子さんに対応する施設といたしましては、この訓練室のほかにさくら学園もございますし、教育委員会の所管ですけれども、幼児ことばの教室もあります。特にどの施設も乳幼児期を対象としている施設なものですから、はっきり固定された障害といった形ではない状態での相談あるいは指導ということもございます。そういった意味では、従前から幾つか小樽で持っている機能のつけ合わせと申しますか、統合と申しますか、そういったことも検討してきた経過はあるわけなのですが、なかなかそれぞれの施設の法律の適用が異なる、立ち上がってきた経過が異なる、あるいは場所的な問題等もございまして、現状もいろいろ研究なり検討なりを進めているという段階ではあるのですけれども、今回、条例改正をしておりますこの言葉で表現される範囲という部分からすると、まだ今後検討を重ねていかなければならないのかなというふうに思っております。

斎藤(博)委員

少し同じ項目で質問の趣旨を変えてみたいと思うのですが、ちょっと古い話で恐縮なのですが、私、平成12年とか13年のころ、連合というところで役員をやっておりまして、地域福祉ネットワークという取組をさせていただいていたことがございます。そういう中で、先ほどちょっと触れましたけれども、肢体不自由児訓練室の働いている者や、それから利用しているお母さんたちとの話合いの中から、この訓練室の環境・設備、人員体制の改善・拡充をお願いをしたことがございます。それについて、平成13年の2月だったと思うのですが、一括したご返事をいただいているところであります。要約しますと、訓練室については、機能についてはふじゅうぶんと言わざるをえないのだというようなことを率直にお聞かせいただいております。当時は、まだスロープすらない中で、車いすに乗った子どもさんを連れてきたお母さんが、駐車場から子どもをやるのにたいへん苦勞しているのだという話もありまして、玄関のスロープ化を進めていくというようなこともありました。そういう中で、この肢体不自由児訓練室だけで、よりよい訓練を実施するための一つの方策として、当時いた理学療法士とペアで作業療法士の配置について検討いただきたいというようなことをお願いした経過がございます。それに対しまして、小樽市の方からは、平成13年度に小樽市障害児早期療育指導委員会を開いて、その中で今は要望について検討させてもらいたいと、そういったお答えをいただいたところでございます。それが平成13年の2月ということですので、もう2年半ぐらい前のことでありまして、その後のこの作業療法士を含めた、当時連合がお願いしました訓練室の設備、環境、人員体制の改善なり拡充について、その後どういった推移をたどっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

当時、保護者の方々からの要望も含めまして、何点が挙げられたことは、私どもも承知しております。玄関のスロープの改修等、あと幾つかの施設の整備については、実施をしたものもございまして、ただ、その中で、今お話にありました作業療法士の関係なのですけれども、当時もきっと同じお答えをしていたというふうに思うのですけれども、なかなか現状での新規の職員採用ということについては、たいへん厳しい状況であるということで、現状での作業療法士の新規採用には至っていない状況であります。ただ、施設といたしましては、その作業療法士の必要性というものがないとは私どもも全然考えておりませんし、それはいろんなメニューの作成なり、子どもに対する指導ということからすれば、いた方がよいということはいじゅうぶん理解はしているつもりであります。当然私ども

もじゅうぶんではないですけれども、現状それぞれ担当しております理学療法士あるいは保育士等につきましても、道内でのさまざまな形での研修等も実施をされておりました、できるだけそういうところにも派遣をしながら、そういった指導技能の向上ということにも努めているところであります。

斎藤（博）委員

この項の最後なのですけれども、実は療育指導委員会の検討結果というのが、私ども承知していないものですから、直接的な回答ではないにしても、どういった結論が出たのか、13年度の委員会の一定の結論だけ最後にお聞かせください。

（福祉）児童家庭課長

指導委員会自体は、これは常設機関なものですから、必ず開催をいたしまして、1年間の小樽での障害児療育の状況等を議論いただくところになっております。もちろんその中でも、それぞれ保護者からの要望等についても議論をしているわけですけれども、残念ながら作業療法士の採用につきましては、先ほど言ったような理由も含めて至っておらないのが現状であります。

斎藤（博）委員

また、この訓練室のことについては、ほかの機会に取り上げさせていただきます。次の項目に移りたいと思います。

障害児の放課後児童クラブ入会について

次に、今回、塩谷児童センターの管理運営費委託料の補正という形で示された、私から見ますと、小樽市の障害児にかかわる大きな方針の前進だと理解している部分で、何点かお聞かせいただきたいと思います。今回、指導員1名を採用して4人の枠を障害児のいわゆる放課後児童クラブという形で受け入れることになったと聞かされております。この部分については、私の理解では、従来、教育委員会で言うところの普通学級に入っているお子さんについては、その状態がどうであれ、放課後児童クラブへの入会というのは、すべて認めている。ただし、普通学級にいらっしやらない子どもさんについては、放課後児童クラブへの入会についてはお断りしてきたというのが従来の方針だったと私は理解しております、そのことから考えますと、今回この4名の枠をつくって、塩谷の児童センターで放課後児童クラブをやることになったというのは、たいへん大きな前進だと私は受け止めているわけです。これは、今言いましたような意味での小樽市の放課後児童クラブの受入れ体制の基本意識が大きく前進したというふうに理解してよろしいのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

正直に申し上げまして、現状でも小樽の放課後児童クラブというのは、私ども福祉部と教育委員会と市民部、施設の概要によりまして三つで担当しているということもあって、今回、塩谷で余市養護学校の子どもさんを受け入れるということで、ストレートに養護学校あるいは特殊学級に在籍するお子さんの放課後児童クラブをスタートしたということまでには、まだ至ってはおりません。ただ、当然、今回の塩谷の開設というのは、これはご承知のことかと思っておりますけれども、小樽市内から余市養護学校に通っているお子さんが相当数いるのですけれども、今、小樽での児童クラブというのは、それぞれ学校単位での仕切りといえますか、ここの放課後児童クラブはこの学校のお子さんという形での運営をしているものですから、余市養護学校は一切その枠から外れてしまうという実態の中で、余市養護はバス通学をしているわけですけれども、その子どもさんの対応として塩谷児童センターでスタートをしたわけです。これがスタートする段階では、担当する3課で今後を含めての協議も進めておりますので、今後、市内のそれぞれ小学校での特学在籍の子どもさんを受け入れていく条件としては、どういうことをクリアしていけばよいのかが、大きな検討課題だろうというふうに考えております。

斎藤（博）委員

確かにこういう制度ですから、すべての学校というか、今、放課後児童クラブを持っている学校に自動的にすべ

ての隣のクラスに障害児を受け入れるクラスをつくりますとか、そういう枠づくり、体制づくりをするということになりましたということではないということは理解できるわけです。ただ、今回のたまたま余市養護学校のこととかいろいろ条件があるのですけれども、塩谷の児童センター、社教が所管するところにしても、平べったく言ってしまうと、障害児の学童保育が小樽市にもできたのですと。それは、委託はしたのですけれども、小樽市がやっているのですということは、紛れもない事実としてあるわけです。これは小樽市内には、いろんなところにお子さんを抱えているけれども、今まで小樽では障害児の留守家庭児童会はないのだという、ある意味で一点張りでお断りしていた部分が、条件が合うところでは受け入れがあるのだということを知った以上といたしますが、そういう事実が発生しているということは、その学校なり、それぞれのお子さんの条件なりもあるとは思いますが、この学校ならいいのだけれども、この学校ならだめなのだという話にはならないわけですから、当然希望がある場合は、小樽市内に福祉部の方としては、受け入れることを前提とした議論に応ずるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

守備範囲の大半が教育委員会なものですから、私の方でできるできないということはちょっと避けたいと思うのですけれども、前段申し上げました検討会議の中では、今、委員ご指摘のとおり、塩谷の場合でもいろんな難しい条件はあったのですけれども、幾つかの条件を余市養護学校、それから保護者とも話をしながら、クリアしていったということで開設に至ったわけです。ですから、その意味では他の特学を持っている学校についても、どういった条件をクリアしていけばできるのかという観点で、今後、検討していかなければならないというふうに考えております。

斎藤(博)委員

その際に、今おっしゃられているように、確かに市民部所管もございまして、福祉部の所管もございまして。それから、社会教育の所管もあるというふうに聞いているわけですし、学校以外でやっているところも何か所があるわけですから、その部分についても、これは塩谷と同じようなことが想定されるわけでございますので、相当目前の問題として考えなければならないのではないかなと思います。それから、学校の部分については、所管が違うぞと言われてやじられるかもしれませんが、ご承知のとおり、本来学校にあるべきでないとか、学校借りてやっているのだという建前論だけが議論されていると、実際そこで暮らしている子どもが置き去りにされているのではないかと、私はずっと危惧しているのですよ。ちょっと表現は悪いですが、小樽市の教育委員会も学校から借りている施設でやっているものですからということで、学校も学校でここは本来外でやってもらわなければならない事業なのだというようなことで、腰が引けている。

(外から大きな衝撃音あり)

ところが、実際は子どもたちに放課後に、安全で、安心して過ごしてもらおうというのは、子どもが持っている当然の権利ですから、それが前に要望していてスポイルされているという状態が続いていると思うのです。特に今回、仮に学校で障害児の問題を考えると、人手の問題もあると思うのですけれども、やはり学校内での開設場所についてもじゅうぶん検討していただきたいと思っているのですが、これについての回答は無理ですか。

(福祉) 児童家庭課長

たまたま前の前の職場が社会教育だったものですから、多少事情は知っております。今、委員ご指摘の全くそのとおりなのですが、今回、それぞれ余市養護学校から来る子どもさんもそうなのですが、事前に余市養護学校からも子どもさんの様子、保護者からもその子どもさんの様子、それから塩谷の児童センターという施設の中でできる範囲といったことを相当詰めながら、双方が了解し合ってこぎつけたという経過はあります。当然スペースの問題もありますし、ある意味この議論の一番大きな部分というのは、ご承知のとおり、放課後児童クラブは1年生から3年生まで混合してやっているわけですが、その中に1年生から3年生までで障害を持ったお子さん

がぼっと入ってきたときに、全体として、それは周りの子どもがいいとか悪いとかということではなくて、その子どもさんの身体なり気持ちの状態も含めて、なじみきれるかどうかといった問題があります。そうした場合には、別のスペースが必要かですとか、いろんな要素を考えていかなければならないと思っています。ですから、3課の検討会議の中でも、まずは需要がどういう形になっているのか、需要のある子どもさんはどういう様子なのか、あるいは学校の施設として対応がやりきれものなのか。そういった幾つかの相当重層した課題を詰めながら解決していかなければならないものですから、検討を進めなければならぬということでご理解をいただきたいと思ます。

齋藤（博）委員

最後をお願いしておきたいと思ます。例えば、小学校の3階の一番外れにある留守家庭児童会なんかには身体の不自由な方、障害というふうに言われる子どもが実際行けるのかどうか、非常に難しい。私なんかたまにごあいさつに伺うだけでも息が切れる、そのようなところに置いていること自体がどうなのかなと思っているところです。

ただ、もう一つは、小樽市が障害児保育を始めて、障害児を受け入れるときに、一緒にいる子どもたちが家族にそういう人がいないと、生まれて初めてそういう方と接するとき、どういった反応があるのだろうかというようなことで、随分心配しながら奥沢での障害児保育を始めていったときも、子どもは意外と柔軟に受け入れてくれたという結果があったと思ます。そういった意味で、ぜひ小樽市内のどの学校に通ってしようがどこに住んでいようと、ニーズがあるのであれば、障害児であっても放課後の生活を安全に、そして安心して暮らせるような制度づくりを進めてもらいたいと思し、この項については終わりたいと思ます。

個人情報保護条例について

それでは、最後でございます。これも、吹田委員の方で何点か触れているのですけれども、2日の予算特別委員会でも質問させていただいている点で、個人情報保護条例の取扱いについて、もう一度お聞かせいただきたいと思ます。全国3,300の自治体の中で、個人情報保護条例を持っているのは2,160ぐらい、約66パーセントだと言われています。また、条例でなくて、規則とか規程で個人情報の保護を定めているのが、470自治体、15パーセント、合わせて2,600ちょっと、80パーセント前後の自治体が個人情報保護条例を持っていると言われておりますが、この内容も今から言いますと、30年近い昔のいわゆる市役所の電算化が始まった時代からの市役所の情報の電算化に対応するようなレベルの個人情報保護条例から始まっていると聞いているところです。今回、8月25日に住基ネットが本格稼働することとなります。また、旭川市を含めて道内、全国的に住基ネットに対応する新しい個人情報保護条例をつくる動きが進んでいると聞いているのですが、この辺の状況について、小樽市の認識をお聞かせいただきたいと思ます。

（市民）戸籍住民課長

今、齋藤博行委員がおっしゃったような、全国の個人情報保護の制定、これは今、委員ご指摘のとおり、住基ネットを想定したものではない範囲で、合わせますと全国で81パーセントほどの自治体で制定されているわけですが、住基ネットそのものに注目した、それからそういったものをひっくるめた市の個人情報全体を包括したような条例となりますと、道内では旭川市ぐらいかなというふうにとらまえておまして、そういった点では認識的には一致しているかというふうには思っております。

齋藤（博）委員

そういう状況の中で、8月25日の住基ネットの本格稼働といいますが、全国のラインができ、稼働を始めるわけです、小樽市として、市の責任で市が持っている個人情報、姓名、生年月日、性別とか、そういったもののデータを国につないでいるわけですから、その情報を守る責任はやはり小樽市にあると私は思っているわけなのです。そういう意味で、今回の住基ネットの本格稼働を想定した新しい個人情報保護条例の制定を急ぐべきだと私は思っているのですが、この点に関する小樽市の認識なり意気込みをお聞かせいただきたいと思ます。

市民部長

7月2日の予算特別委員会でも住基のご質問がございまして、そのときも若干触れたのですが、8月25日の住基ネット本格稼働を契機にしまして、昨年ぐらいから国においても、また、各自治体においても、市民・国民を巻き込むいろいろな不安、あるいは個人情報のセキュリティの問題がございまして、小樽市におきましても、様々なご意見がありました。そういう中で、8月25日の住基ネットのスタートを契機としまして、委員もご存じだと思いますけれども、今般5月30日、個人情報の保護に関する法律が制定されました。これはただいま委員が言われたように、住基ネットを読み込むといいますか、吸収する形で、行政情報全般について、個人情報を保護することを定めた法律でございまして。その中で、地方自治体の責務がきっちり位置づけをされております。それは、個人情報の適正な取扱いを確保するために地方公共団体は必要な措置を総合的に講ずる必要があるということでございます。そしてまた、それを実施する責務を有するとなっております。

具体的には、小樽市なら小樽市という自治体が保有する個人情報の保護が一つありますし、行政区域内の事業者や住民に対するいろいろな保護のための支援、三つ目には市民の苦情に対する処理、こういうものをきちんとやりなさいと、そして四つ目には、国と地方公共団体の相互の協力体制、こういったものが明記されておりますので、先ほど吹田委員にもお話ししましたように、私どももこういった大きな動きの中で今後も行政を適正に執行し、そして、当然市民の理解と協力の中で、まちづくりを進めていかなければなりませんから、そういった個人情報の保護を念頭に置きまして、個人情報の保護に関する法律の条例化については、全庁挙げて取組を進める必要があると認識しております。

斎藤（博）委員

取組を進めるという認識だということでございますので、早急に進めていただきたいと思っております。総務省の方も、今、前段私が言ったような自治体の現況についてはたいへん危くしているという文書を今年の春にも出しているわけでもあります。全国の半数の自治体では、住民による本人情報の利用請求を認めてもらいたいが、請求を受け付けるシステムがないとか、さらには不正な利用に対する罰則規定がないのだと、こういったことについては、早急に整備してもらいたいということを経済省が言っているわけでありまして。ですから、小樽市も今言っているように、個人条例保護法にうたっている部分を自治体として条例化して、部長がおっしゃるような性善説だけでなく、抑止効果を持たせるためには、罰則規定を持った条例を早急につくる必要があると考えますので、できるだけ早い段階で、総務なりとの調整もございましょうけれども、この個人情報保護条例に関する、もっとはっきり言うと、住民基本台帳保護条例みたいなものを意識した条例化という作業を進めていただきたく、お願いしたいと思っております。

市民部長

今、二つの条例のご提案ということだと思いますけれども、前段の全庁的な個人情報の保護に関する法律の条例の部分、それと住基についても、住基を専らとしたそういった条例の制定という二つのお話でございました。今、前段申し上げました形の中で、それらのことも含めて二つの条例がいいのか、あるいはそれを大きなとらまえ方で専用の条例がいいのか、今の時点でそれがどちらがいいのか検討を加えておりませんが、先ほど言いましたように、全庁的な取組になるかと思っておりますので、そういった検討の中で、その辺の整理も含めてしてまいりたいなど。市民部よりは、やはり総務部が中心となって、市役所における個人情報というのはかなりのものがあるかと思っておりますし、プライバシー等の問題等なかなか難しい面もございまして、そういった中で研究、検討をしてまいりたいと思っております。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、お知らせいたします。先ほどの大きな音は、本館と別館1階を結ぶ渡り廊下の下部にトラックの荷台の

一部が接触したために、音と振動が発生したものです。今のところ、渡り廊下部分に損傷はないとのことでありませう。

それでは、質疑を市民クラブに移します。

-----  
大島委員

先ほど報告がありました小樽市国民健康保険協力会について、この事件が発生してから、担当の方々といろいろお話をしました。最終的には、この協力会も長年にわたって国保事業に参画をいただいた。しかし、その使命はもう終わったのではないのかと、そういうことで関係者とじゅうぶん協議をして、これはもう解散をすべきでないのかというような提案もしてまいりました。また、着服をされました元赤岩町協力会保険部長さんについては、これはどんな事情があるにせよ、公金だとか公金でないとかそんな議論もありましたけれども、これは納める方からしてみれば大切な国保料金でございます。この辺についてもじゅうぶんな処置をするべきだと。そして、また、返還を求めるべきだと、このような主張もしてまいりました。先ほど、報告をいただきまして、かなりの額が返還され、あともう少しということでございますので、これは最後のゼロになるまで頑張ってくださいたいと、そのように強く要望いたします。いずれにしましても、長年にわたってこの協力会の皆様方が事業に参画し、そしてまた、この携わっていた市としての非常に不明朗な部分があった。これは、集金といいますか、集めている担当者にしても、大変なご苦労があったのではないかと、このように思っております。まず、この協力会が解散したことにつきましてよかったと、そのような私の感想でございます。

利用者負担金の返還について

続きまして、先ほど報告がありました「はまなす」についてお尋ねします。資料1を見ておりました。幾つかの項目がありますけれども、利用者負担金の返還についてという区分がございまして、人数が412人、返還金額1,950万9,000いくらかと書かれておりますけれども、これは個々にこの412人の内訳については、返還金額についてはいろんな額があるかと思えますけれども、返還についてはどのような方法をとるのですか。その点についてお聞かせください。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

おおむね老健施設の利用者、定数90人ということでほとんどの方がそういう形なのですが、人によりましては、老健を使う前にショートステイを使っていたなどで、全体では412人というようになりました。それで、そこにつきましては、30パーセントのサービス費が減額という形になりますもので、それに伴いまして、利用者も当初は1割負担ですが、30パーセント減額となった部分の1割が、という形になりますので、返還金が生じてくると、それにつきましては、個々のものをそれぞれのサービスごとに精査しまして、一覧表をつくってございます。それにつきましては、私ども市の方から個々人に通知を申し上げます。ただ、実際の返還につきましては、当然施設の方が、月末など月締めで、個々人の方から直接サービスを使っていた部分がありますもので、個々の方の支払いにつきましては、施設とその利用なさっていた方の支払い、請求をその施設の方に、利用者の方からいただいて、それぞれの例えば口座とか、そういうようなものに振り込んで整理したいと、現在、施設側と詰めてございます。

大島委員

その時期は、いつごろまで進めようとしているのですか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

実は、返還金の部分もそうなのですが、こういうふうに出ている1円単位の部分がございます。そういう中で、実は7月1日によろやく施設側と返還金額の確認ができた。その返還金の確認に伴いまして、利用者負担の金額も確定になったというもので、もうしばらく時間がかかるのかなと。しかし、当然利用者の方は、本来は払わなくてもいい金額を払ってございますので、できるだけ早く手続的な部分はやっていきたいと。ただ、一つ問題なの

は、もう実際亡くなっている方もいらっしゃるのです。そういう方につきましては、相続というような部分があって、支給は生存の方につきましては割合早くそこら辺の整理がつくのかなと思っているのですが、やはりちょっと複雑なケースにつきましては時間がかかるのかなと、現時点はそのように考えていますが、できるだけ早く施設と協力しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

大島委員

けっきょくは、こういう施設は弱者のところに、立場の弱い人に一番しわ寄せが来るのです。今、先ほどの国民健康保険のことなのですけれども、どのような思いで介護保険料を納めているか。この事実も前回私は実際に相談を受けたケースの中で話をしております。先ほど、本会議でお年寄りはお金持ちだと、そういう発言があったとありました。その意見を述べた方は支持層といたしますか、おつき合いの層が私は違うのだと思うのです。皆さんは、たいへん苦労しております。そういう中での返還金ですから、これはもう一日も早く早急に業務を進めていただきたいと、そのように思っております。

生活保護について

次に、生活保護についてお尋ねいたします。資料要求をいたしまして、今日いただきました。この中で、項目についてちょっと説明をいただきたいのですが、夏期の世帯型の欄に、生活第1類、扶助第2類、それでまた、加算、勤労控除、これらがあるのですけれども、それぞれの内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

(福祉)保護課長

資料の標準3人世帯の欄でちょっと説明させていただきます。区分で夏期というのがございますけれども、これは4月から10月の時期のことでございます。冬期が11月から3月です。生活扶助の第1類の内容なのですが、これは個々人に係る、例えば食べるもの、着るもの、そういった経費が1類です。2類は、居宅生活をしていて共通経費でかかるもの、つまり光熱水費、これらのものが2類に入ります。加算は標準3人世帯では児童養育費加算ということで、これは国で決められたもので、子どもを養育している親につくということです。それから、住宅扶助は、基準が決められておまして、小樽の場合ですと1人世帯が2万8,000円、2人から6人世帯であれば3万6,000円、7人以上であれば4万4,000円という限度額がございますので、この限度額を満度支給しているというつくりになっております。それらの計と、それが一般の基準になるのですが、その下にある勤労控除というのがございます。これは、世帯の中で稼働している場合に、この控除が認められます。つまり、10万円働いている人の収入を10万円というふうに見ないわけです。この3万270円を引いた金額、つまり7万円ぐらいの金額で見る。ですから、実質その世帯は勤労世帯のほかの世帯と比べて上積みの生活ができるという意味で、勤労控除の部分を加算した合計金額をつくっているわけでございます。なお、59次というのが今使っている、平成15年の4月1日からの基準でございまして、横の58次が昨年度、比較してマイナス0.9というのが基準が下がったという考え方です。それから、冬期の方に加算の下に冬期加算というのが一つ加わっておりますけれども、これは11月から3月の期間に冬場灯油代がかかる、着るものもそういった装備が必要だと、そういう経費に充てるものが冬期加算でございます。

大島委員

そうすると灯油加算では、例えば、この標準世帯の3人世帯ではどのぐらいのリッター数になるのですか。

(福祉)保護課長

リッター数の換算は私どももわかりませんが、昔は石炭の時代からこういう形で、小樽の場合は2級地の1という位置づけ地域になるわけですが、自動的にこれは決められているもので、換算の方法は私どももちょっと承知しておりません。

大島委員

そうすると、この冬期加算の灯油ほか衣服、これの区分というのはわからないということですか。わからない。それでは、後でけっこうですから、調べて教えていただけませんか。石炭ならわかるけれども、灯油ならわからな

いというのは。

(福祉)保護課長

そういう意味で言ったのではないので、昔は石炭の時代がありました。それは灯油も石炭もありましたのですけれども、石炭だったらわかるとかわからないということではなくて、換算がわからないということです。

大島委員

私の方が質問の仕方が悪かったようです。普通、今、民間では灯油に換算してドラム何本とかという基準を出しているところが多いように聞きます。今年のように、また、非常に高くなったときもございますし、30円台のときもございました。やはり、これは世帯によってはいろいろ消費量も違ってくると思います。そのようなことから参考までにお聞きしたかったのですが。市内の生活保護、受ける方は受給、役所の方は支給世帯といいますが、これはどのぐらいあるのか、世帯数と人数を教えてください。

(福祉)保護課長

今、一番新しいデータが今年の5月末の数字になりますけれども、被保護世帯数が3,157、保護人員が4,709人という形です。

大島委員

そうしますと、今、小樽市内で最高支給額はどのような状況にあるのですか。その世帯構成なども教えていただけませんか。

(福祉)保護課長

ここに書いてある世帯類型別の具体例というのは、基準額で書いてありますので、この内容と合わせる形でちょっと説明させていただきたいと思っておりますけれども、最高額が、基準額で夏期の場合ですけれども、ここでは10人世帯なものですから、約48万円です。実際には、この基準額から収入というのがございますので、差し引いた金額が支給されるということになります。

大島委員

10人世帯で48万円。実は、私の昨年の暮れから今年にかけて、ずいぶん生活保護の相談を受けております。聞きますと、一刻も早く何とかしてあげたいと、そのような気持ちでいっぱい、相談にも参りました。今、10人世帯で48万円、この収入を聞きまして、すごいなど、そのような言葉でございます。しかし、一方では、本当に生活に困窮をしている。私もこの国保の問題があってから地域の何軒かの老人世帯のところを訪ねてみました。厚着をしているのです。本当に厚着をしています。電気は本当にもう部屋の中が暗くなるまで、普通であればとうにつけているのですけれども、電気もつけていない。そのように一生懸命年金の範囲以内で生活している世帯もずいぶんございました。私はいつも言うのですけれども、本当に困っている人には手厚い保護をお願いしたい。そしてまた、そうでない方々も見受けられたり、また、お聞きするものですから、この辺のことを担当の福祉部としても、もう少し厳しく優しく生活保護については取り組んでいただきたいなど、やっているとします。そのことで部長さんの所感をお願いします。

福祉部長

たいへんこういう社会経済情勢下で保護の方も徐々に増えつつある。そういう中で、やはり市民の方々からもいろんなご意見もちょうだいしたりという状況でございます。今、委員おっしゃるような形で、基本的にはたいへん困っている方も、当然、福祉として助けていく使命がございますので、そういう中で納税者の方々の血税、それも当然大事にしていかないとなりません。そういう中でじゅうぶん意に介しながら、手助けしながら、当然そこら辺のバランスを考えながら、私ども進めていかなければならないというふうに思っておりますので、今後ともご指導をいただければというふうに思っています。よろしくお願いたします。

委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

なお、先ほどの火災出動については、午後4時12分鎮火したとのことで、負傷者はないとの報告でございます。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時45分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

若見委員

陳情第7号銭函地域コミュニティセンターの建設方について、採択を主張し、討論をいたします。

銭函地域のさまざまな行事に銭函市民センターを利用されておりますが、東部に位置しており、銭函1丁目をはじめとする桂岡、春香など西側の市民には非常に利用しにくい実態からの陳情です。地域住民の交流の場の設置を求める願意は、極めて切実なものと我が党は考えます。ぜひ、委員の皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

なお、詳しくは本会議で討論を行いたいと思います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決をいたします。

まず、陳情第7号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号及び第7号について、一括採決いたします。

いずれも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。